

# 寝屋川市公共施設等総合管理計画







## <目次>

1	計画の概要	1
(1)	計画策定の目的	1
(2)	計画の位置付け	2
(3)	計画期間	2
(4)	対象範囲	3
2	人口の動向	4
(1)	人口の推移	4
(2)	将来人口の推計	5
3	財政の状況	7
(1)	普通会計	7
ア	歳入の推移	7
イ	歳出の推移	8
(2)	地方公営企業会計	10
ア	水道事業会計	10
イ	下水道事業会計	13
4	公共施設等の現状と課題	15
(1)	公共施設等の現状	15
ア	公共建築物	15
イ	インフラ	20
ウ	土地	27
(2)	公共施設等の課題	28
ア	改修・更新費用	28
イ	中核市への移行	36
5	公共施設等の管理に関する基本的な方針	37
	【保全 ～まもる～】	38
ア	点検、診断等	38
イ	長寿命化を前提とした維持管理、修繕、更新等	38
ウ	安全確保	39
エ	耐震化	39
	【総量抑制 ～おさえる～】	40
	【民間活力の活用 ～いかす～】	41
ア	集約化・複合化を前提とした施設整備	41
イ	長寿命化対策に有効な技術の活用	41
ウ	設備の更新	41

6 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	42
(1) 公共建築物	43
ア 市民文化系施設	43
イ 社会教育系施設	45
ウ スポーツ・レクリエーション系施設	47
エ 産業系施設	49
オ 学校教育系施設	51
カ 子育て支援施設	53
キ 保健・福祉施設	55
ク 行政系施設	57
ケ 市営住宅	59
コ 供給処理施設	61
サ その他	63
(2) インフラ	65
ア 道路	65
イ 橋梁	65
ウ 公園	66
エ 上水道	66
オ 下水道	67
カ 河川水路	67
(3) 土地	67
7 計画の推進体制	69
(1) 全庁的な推進体制の構築	69
(2) 人材育成	69
(3) 個別計画の策定	70
(4) 計画的な予算確保	70
(5) 施設情報の一元管理	70
(6) 計画策定後の進め方	70

# 1 計画の概要

## (1) 計画策定の目的

---

寝屋川市では、昭和 40 年代から昭和 60 年代にかけて、高度経済成長期の人口急増に伴う行政ニーズの拡大を背景に、小中学校、保育所、幼稚園等の公共建築物、道路、橋梁、上下水道等のインフラなど、公共施設等を集中的に整備しました。これらの多くは、老朽化に伴う本格的な大規模改修や更新の時期を迎え、今後、多額の財政需要が見込まれる状況にあり、本市の行財政運営に与える影響は少なくありません。

また、人口減少と少子高齢化の進行は、税収の減少や社会保障関連経費の増加を招き、財政状況は更に厳しさを増すことが見込まれるとともに、公共施設等の利用需要が質・量共に変化していくことが想定されることから、時代に即した施設の配置とサービスの提供について検討する必要があります。

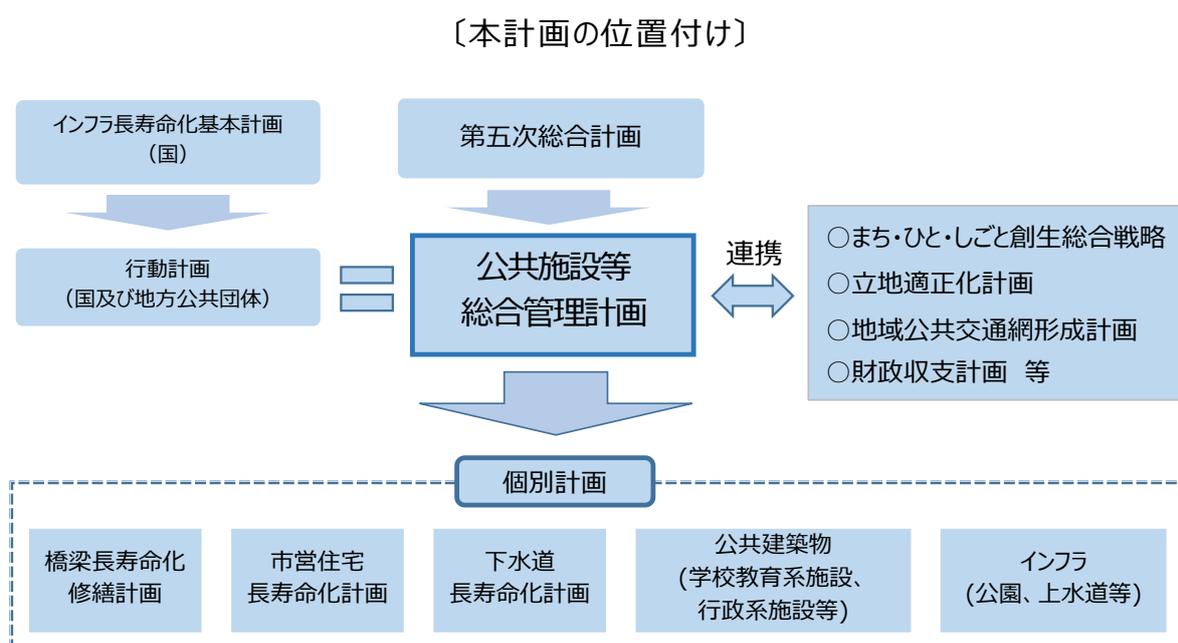
今後、公共施設等の最適な配置を実現し、限られた財源で適切な維持管理・更新を行っていくためには、公共施設等の現状や課題を調査・分析し、施設全体の状況を把握した上で、既存施設を可能な限り有効活用する工夫が重要となります。

以上を踏まえ、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を総合的かつ計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、その最適な配置を実現するため、今後の公共施設等の在り方についての方針を示す「寝屋川市公共施設等総合管理計画」を策定します。

## (2) 計画の位置付け

施設管理に関する基本方針として、公共施設等の施設ごとの個別計画の上位計画として位置付け、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」「立地適正化計画」「地域公共交通網形成計画」「財政収支計画」等の各種計画との連携を図ります。

なお、「橋梁長寿命化修繕計画」など、本計画の施行時点で既に策定済みの関連計画については、本計画の個別計画として位置付けます。

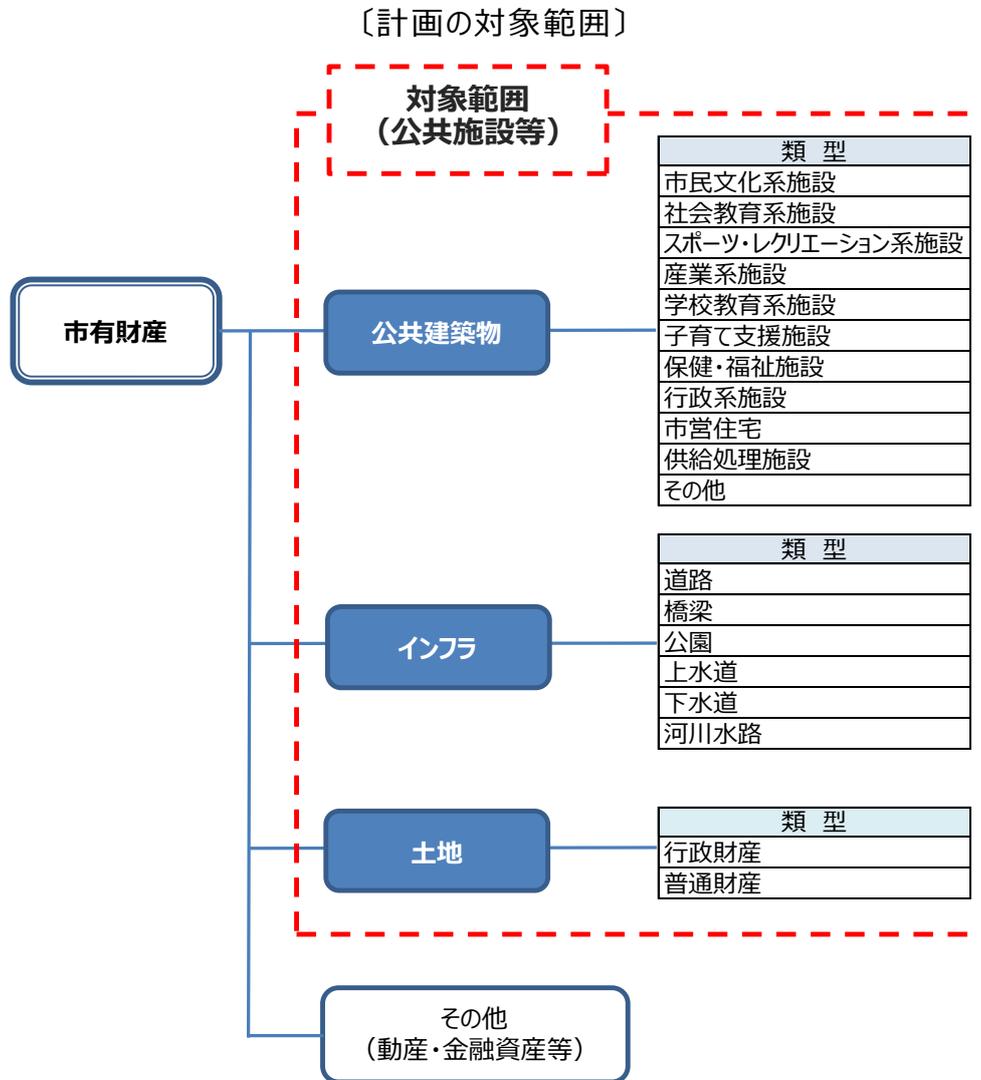


## (3) 計画期間

社会経済情勢の変化へ柔軟に対応するとともに、個別計画の実効性を高めるため、計画期間は平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間とします。

## (4) 対象範囲

本市が所有する全ての公共建築物、インフラ、土地を「公共施設等」と位置付け、本計画の対象とします。



## 2 人口の動向

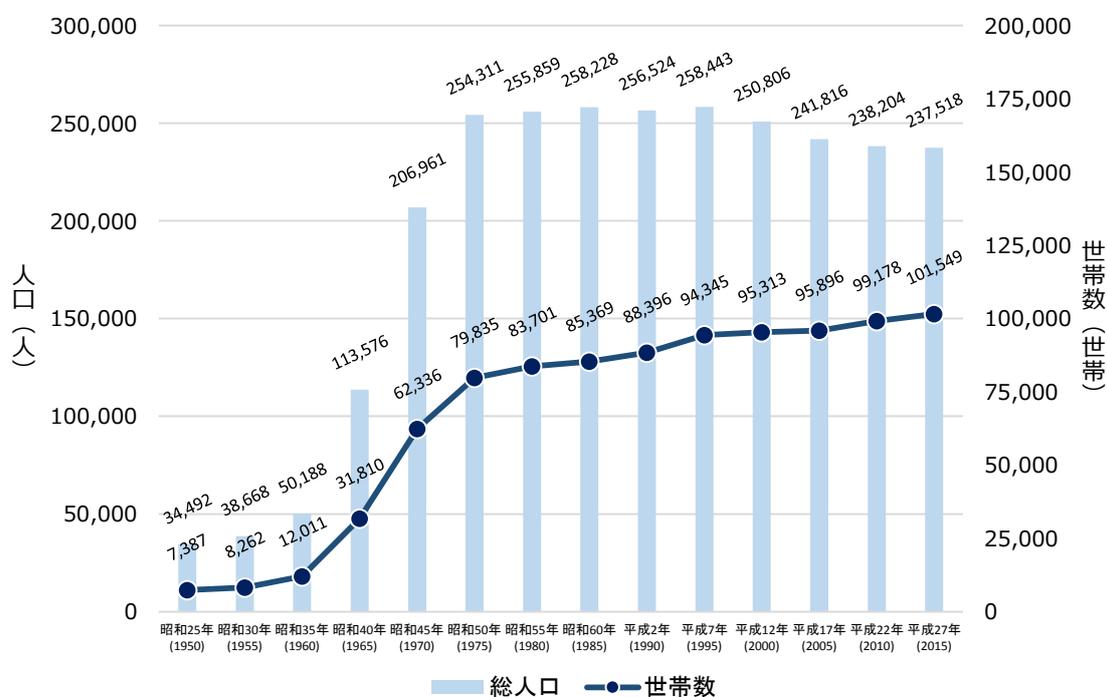
### (1) 人口の推移

市制施行時（昭和 26 年）に約 3 万 5 千人であった人口は、高度経済成長期を経て大幅に増加し、昭和 40 年に 10 万人を、昭和 50 年に 25 万人を超えました。特に、昭和 40 年から昭和 45 年までの 5 年間では、人口が約 11 万人から約 20 万人まで、およそ 2 倍の急激な人口増加となりました。

昭和 50 年以降、約 25 万人から 26 万人で推移する状況が続き、平成 7 年の約 26 万人をピークに減少に転じており、平成 27 年では、約 23 万 8 千人となっています。

なお、世帯数については、高度経済成長期には人口と同様に急増し、人口が減少に転じた平成 7 年以降においても、都市化、核家族化の進行等により増加傾向にあります。

〔人口及び世帯数の推移〕



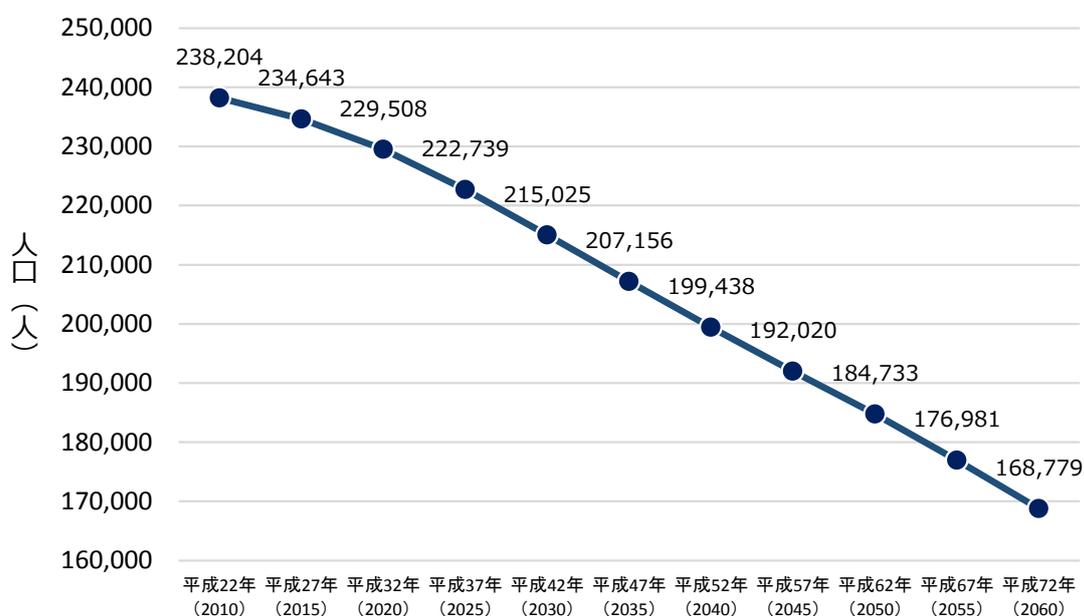
出典：国勢調査

## (2) 将来人口の推計

将来人口の推計結果を見ると、総人口は、平成 32 年には 23 万人を割り込み、平成 52 年には約 20 万人まで減少します。また、総人口に占める老年人口の割合は上昇する一方、生産年齢人口、年少人口の割合は低下することが予測されます。

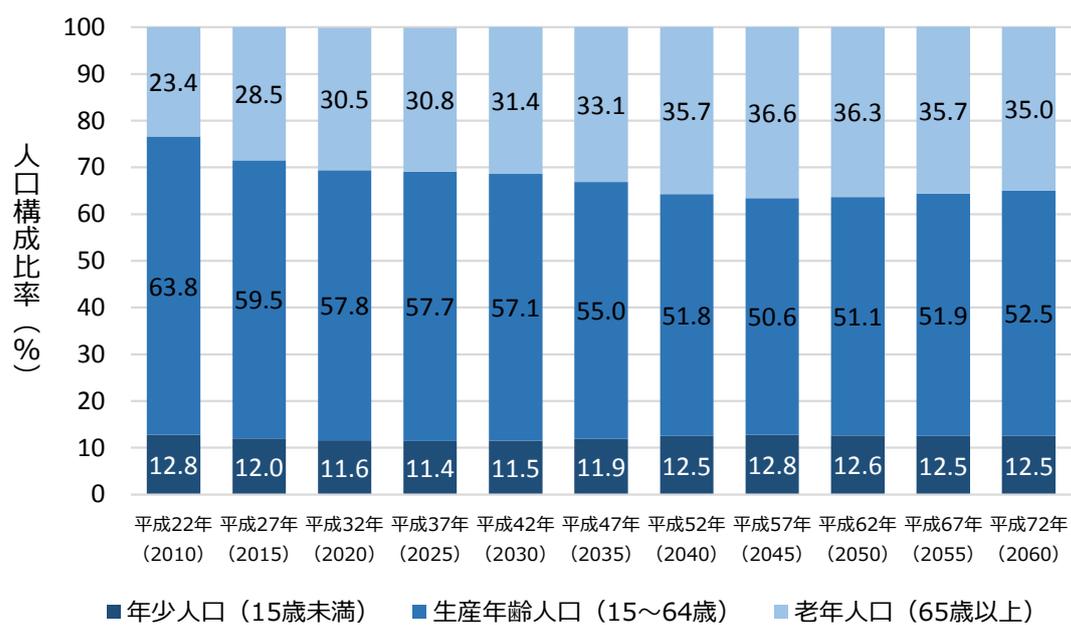
このように人口減少、少子高齢化が進行することを踏まえ、人口減に見合った公共施設等の保有水準、世代構成の変化による社会ニーズの変化に対応した機能を提供する必要があります。

〔将来人口の推計〕



出典：寝屋川市人口ビジョン

〔年齢3区分の推計〕



出典：寝屋川市人口ビジョン

## 3 財政の状況

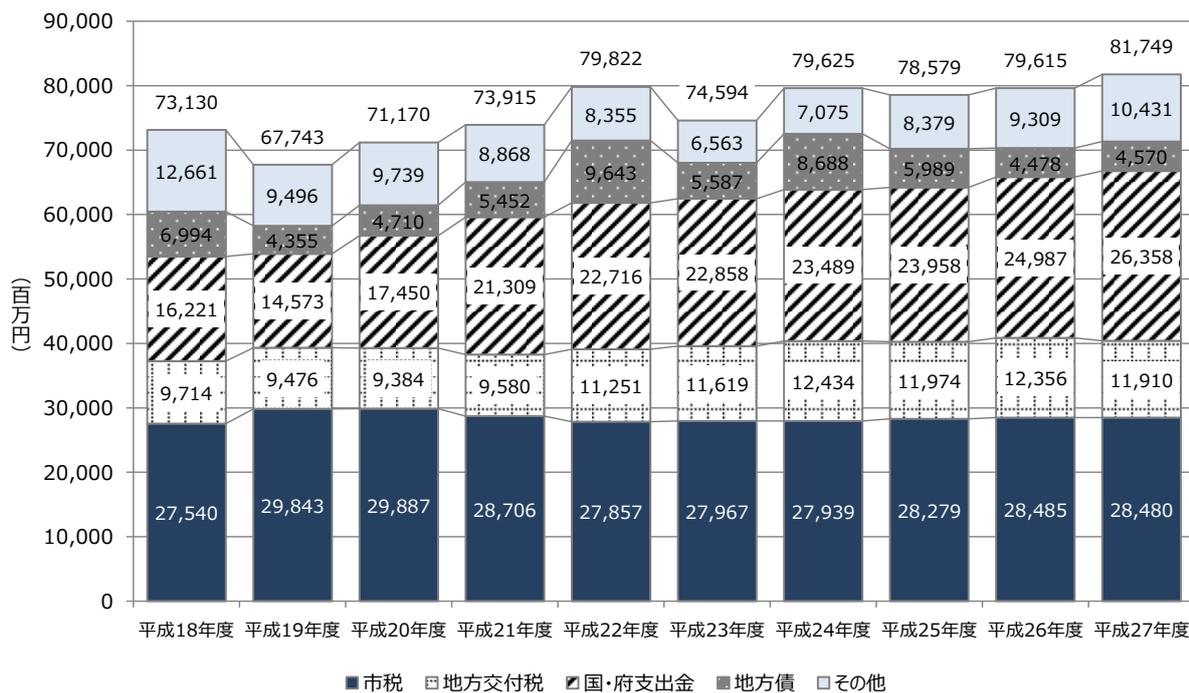
### (1) 普通会計

#### ア 歳入の推移

本市の平成 27 年度における普通会計歳入は 817 億円となっています。その内訳は、市税が 285 億円と最も多く全体の 35 パーセントを占めています。次いで国・府支出金が 264 億円で 32 パーセント、地方交付税が 119 億円、その他特定財源が 104 億円、地方債が 46 億円と続きます。

歳入の推移を見ると、平成 24 年度以降 800 億円程度で安定的に推移しており、内訳にも大きな変化は見られませんが、今後、生産年齢人口の減少に伴い、個人市民税等が減少することが見込まれます。

〔普通会計歳入（決算額）の推移〕



## イ 歳出の推移

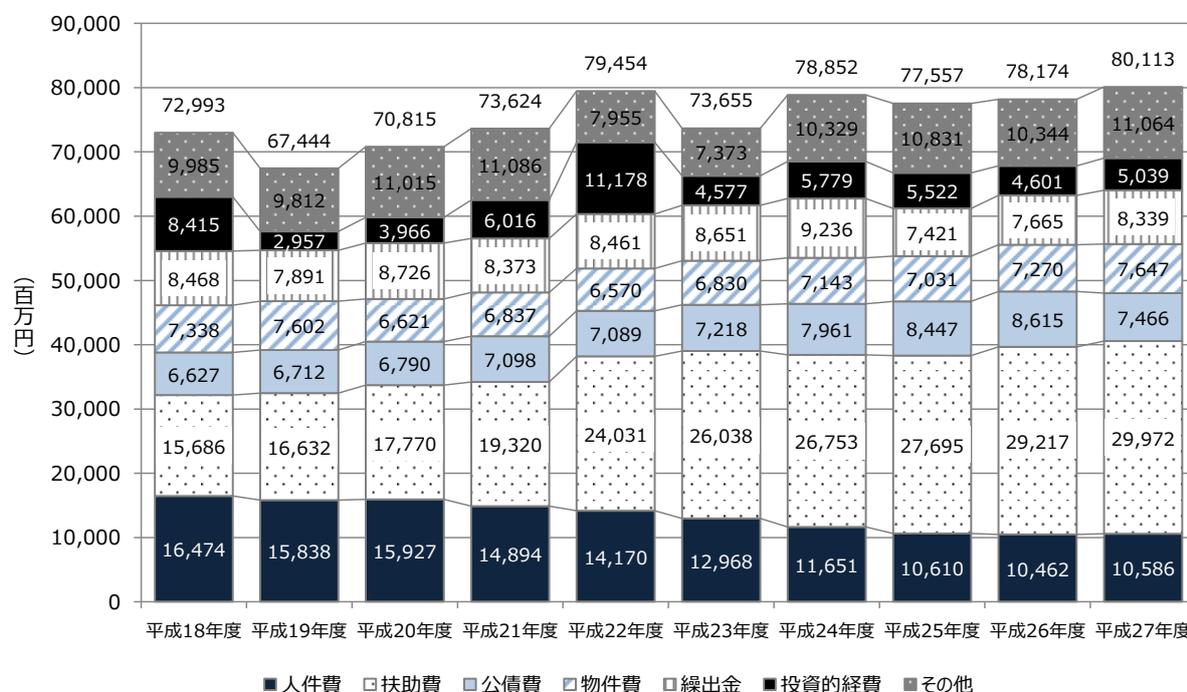
本市の平成 27 年度における普通会計歳出は 801 億円となっています。その内訳は、扶助費が 300 億円で全体の 3 分の 1 以上を占め、次いで、人件費、繰出金と続きます。

歳出の推移を見ると、人件費の減少と扶助費の増加が顕著となっています。全体に占める義務的経費（人件費・扶助費・公債費）の割合は平成 18 年度で 53 パーセントだったのに対し、平成 27 年度では 60 パーセントと増加しています。

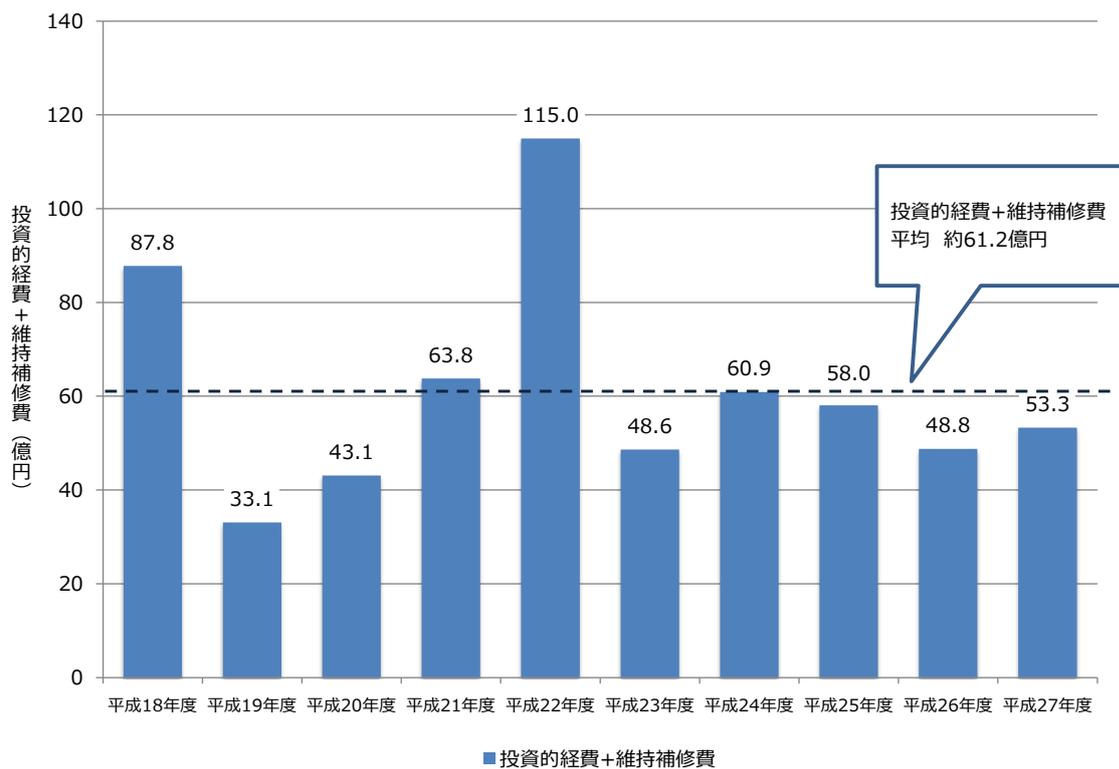
投資的経費は、平成 18 年度が香里園駅東地区第一種市街地再開発事業など、平成 22 年度が関西医科大学香里病院建替えに対する補助金、地域交流センター建設事業等により増加していますが、維持補修費を合わせた投資的経費等は、年度当たり平均 61.2 億円で推移しています。

今後、老年人口の増加に伴い、扶助費を始めとする義務的経費が増加することが見込まれます。

〔普通会計歳出（決算額）の推移〕



〔投資的経費等の推移〕



## (2) 地方公営企業会計

---

### ア 水道事業会計

収益的収入の推移を見ると、営業収益が減少傾向にあります。一方、収益的支出の推移について見ると、営業費用は、年々減少傾向にあります。

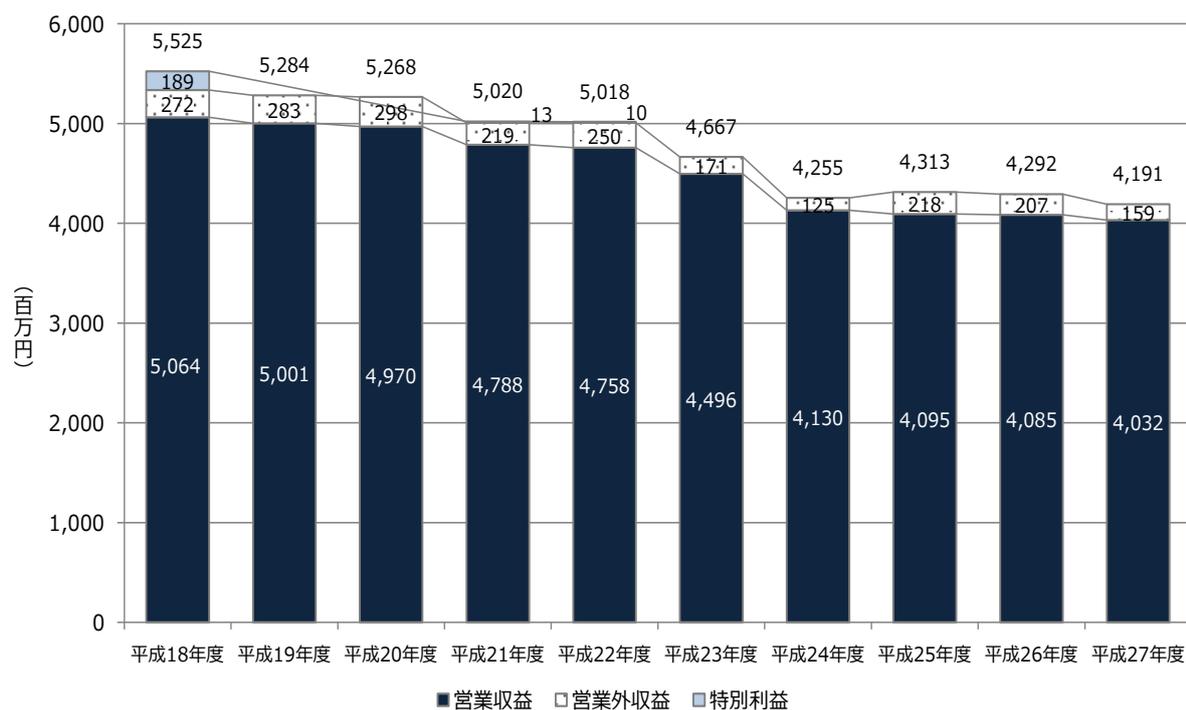
また、資本的収入の推移について見ると、平成 19 年度が公営企業債の借換え、平成 25 年度から平成 27 年度にかけて楠根配水場受水池更新工事などにより、企業債が増加しています。

次に、資本的支出の推移について見ると、資本的収入と同様の理由で、平成 19 年度に企業債償還金、平成 25 年度から平成 27 年度にかけて建設改良費が増加していますが、それ以外の年度についてはほぼ横ばいに推移しています。なお、建設改良費は、年度当たり平均 6.8 億円で推移しています。

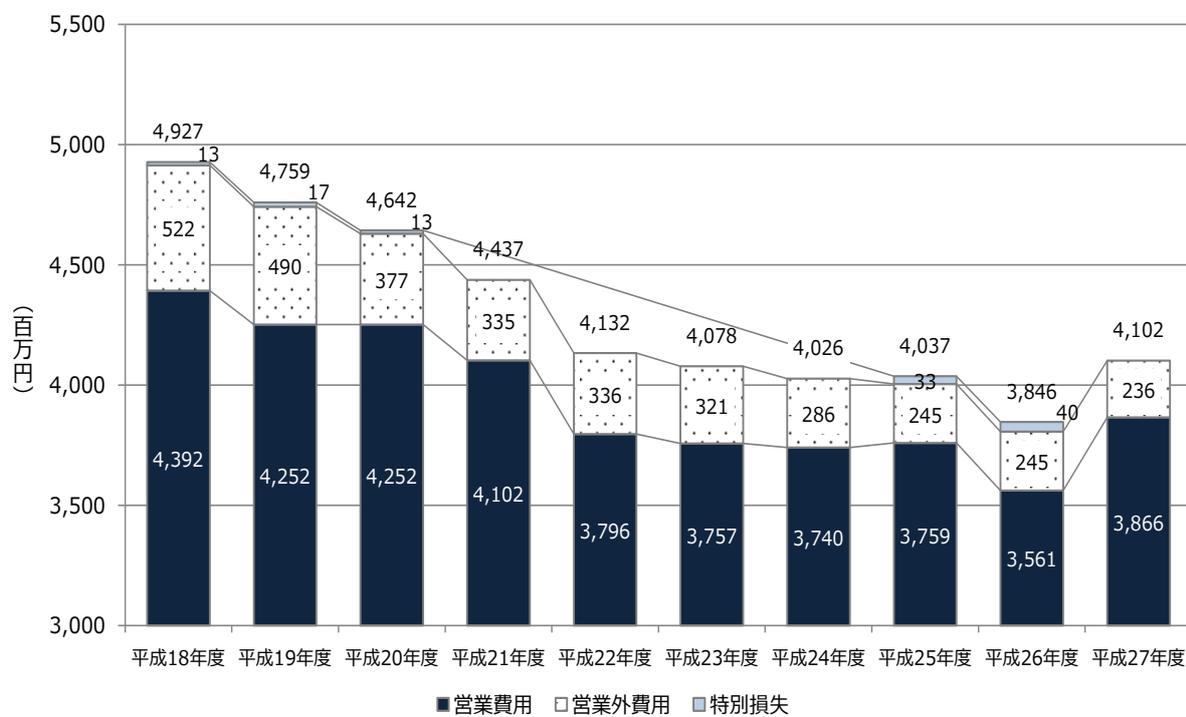
今後は、人口減少による給水収益の減少、老朽化した施設の更新や維持管理費用の増加が見込まれます。

なお、平成 26 年度から新会計基準を適用しています。

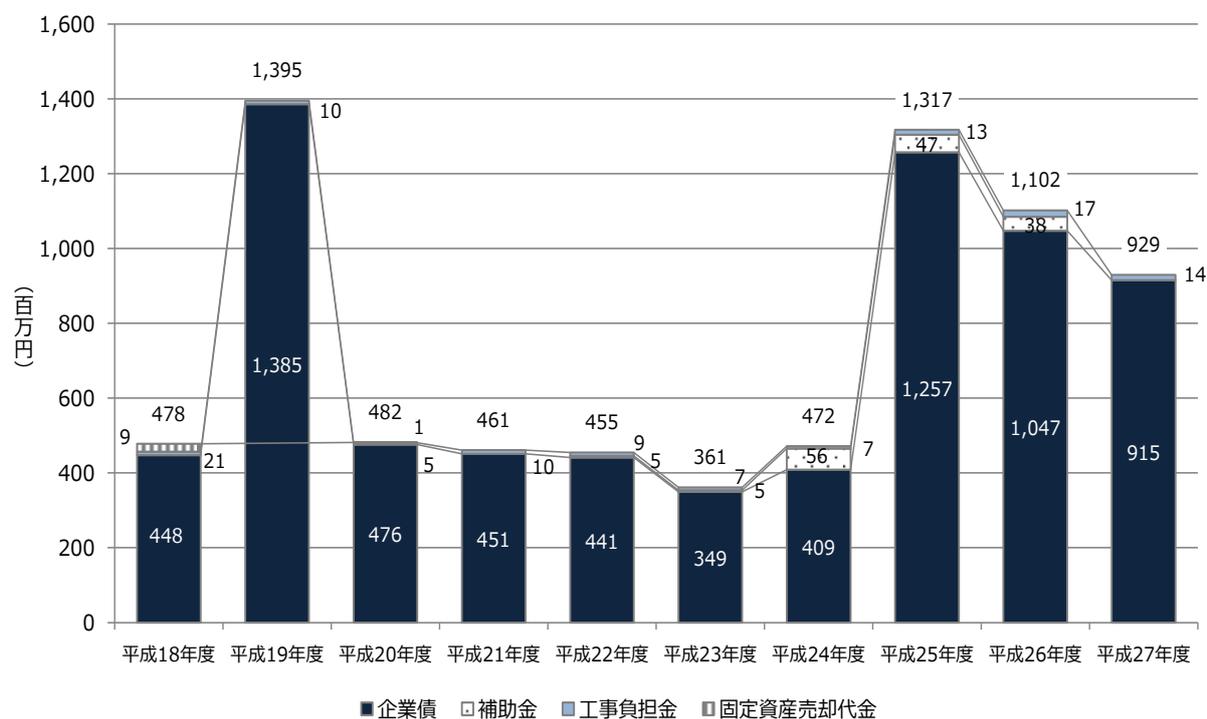
## 〔収益的収入（決算額）の推移〕



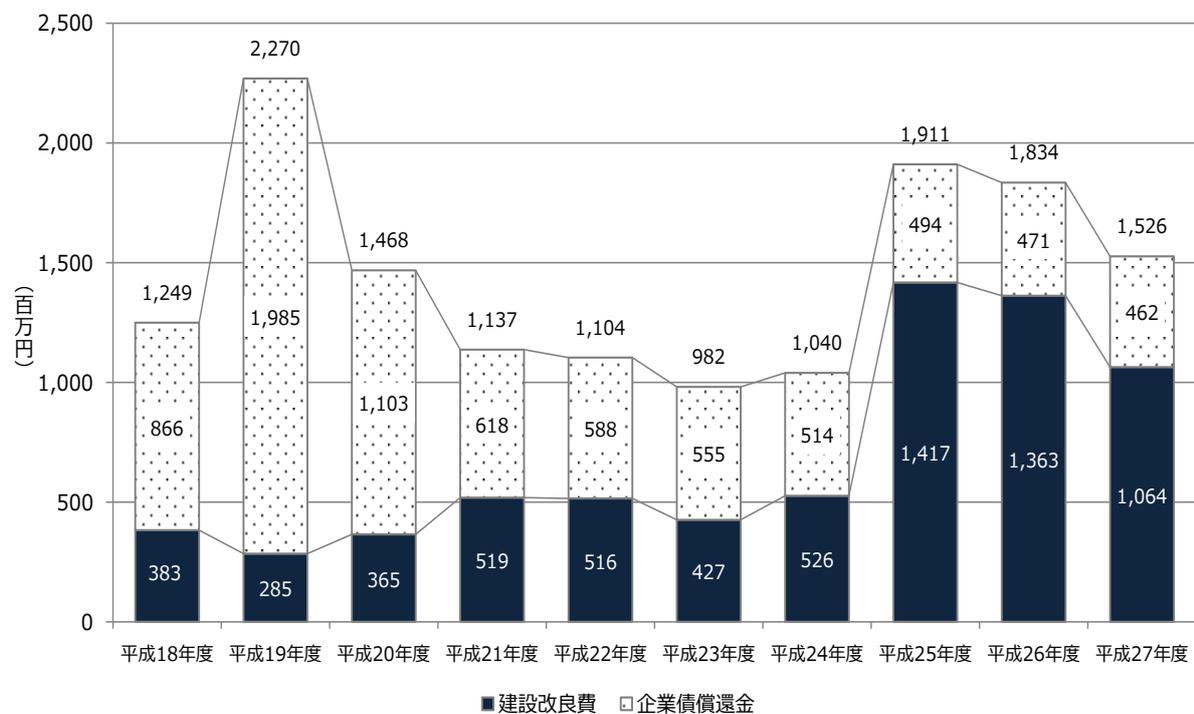
## 〔収益的支出（決算額）の推移〕



## 〔資本的収入（決算額）の推移〕



## 〔資本的支出（決算額）の推移〕



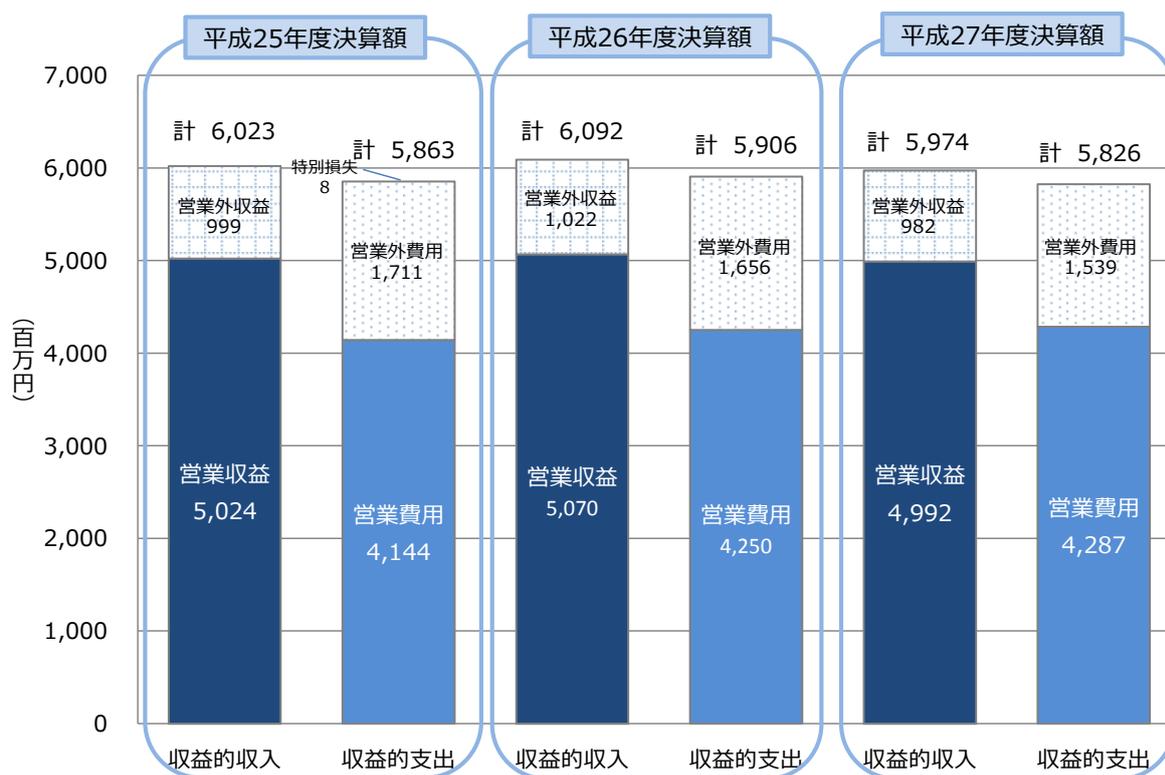
## イ 下水道事業会計

下水道事業会計に関しては、平成 25 年度に企業会計へ移行し、独立採算制を採用しており、平成 25 年度以前との比較ができないため、平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 か年のみ推移を掲載しています。

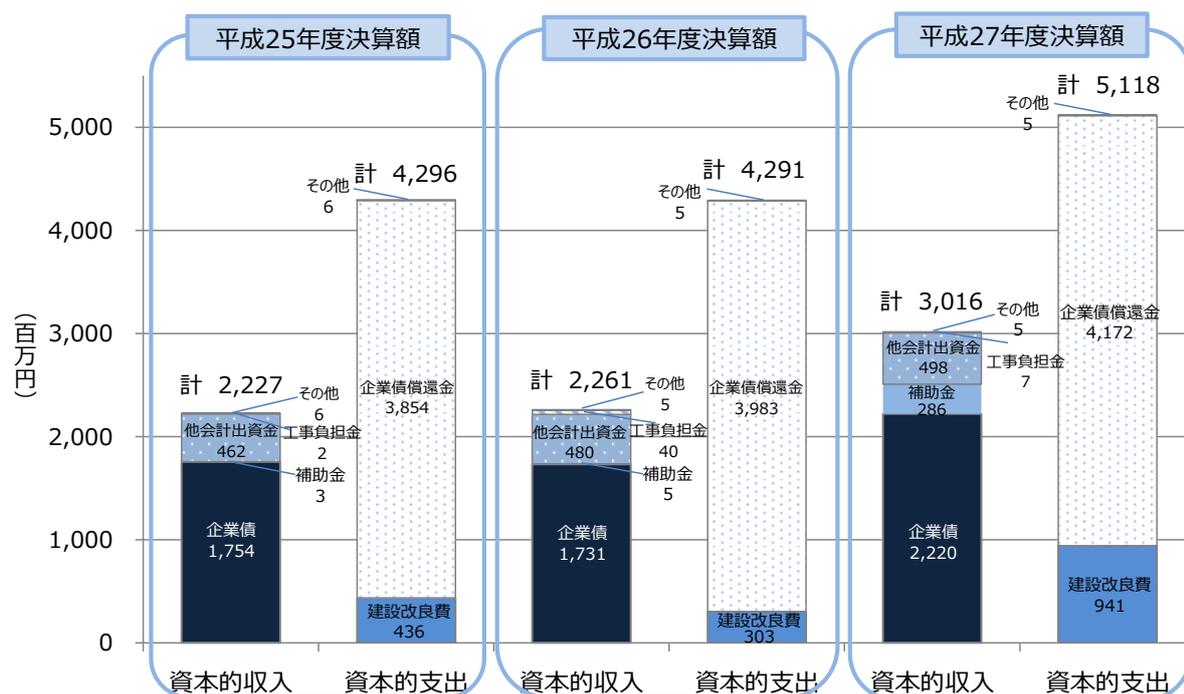
平成 25 年度の地方公営企業法適用以後、当期純利益を確保していますが、今後は、人口減少による下水道使用料収入の減少や老朽化した施設の維持管理費用の増加が見込まれます。

なお、資本的支出の建設改良費は、年度当たり平均 5.6 億円で推移しており、平成 27 年度については、高宮ポンプ場整備事業により増加しています。

〔収益的収入・収益的支出（決算額）の推移〕



## 〔資本的収入・資本的支出（決算額）の推移〕



平成18年度から平成27年度までの過去10年間における普通会計の投資的経費等、地方公営企業会計の建設改良費を合わせると、公共建築物、インフラに要した経費は、年度当たり平均73.6億円となります。

普通会計の投資的経費等、地方公営企業会計の建設改良費を合わせると、  
年度当たり平均73.6億円の実績

## 4 公共施設等の現状と課題

### (1) 公共施設等の現状

#### ア 公共建築物

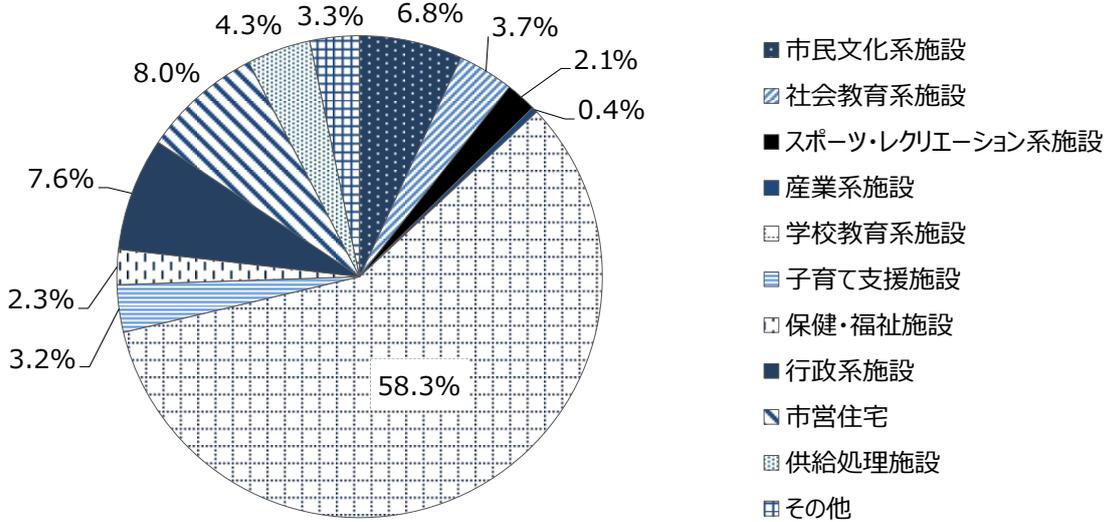
##### (ア) 施設総量

本市の保有する公共建築物は、平成 28 年 3 月 31 日時点で 161 施設、417,443.94 m<sup>2</sup>となっています。保有する公共建築物の 58.3 パーセントが学校教育系施設であり、次いで、市営住宅（8.0 パーセント）と行政系施設（7.6 パーセント）が続きます。

#### 〔公共建築物の状況（平成 28 年 3 月 31 日時点）〕

施設類型（大分類）	施設類型（小分類）	主な施設	施設数	延床面積（m <sup>2</sup> ）
市民文化系施設	集会施設 文化施設	市民会館 池の里市民交流センター 地域交流センター	13	28,592.20
社会教育系施設	図書館 博物館等	エスポアル 駅前図書館 埋蔵文化財資料館	12	15,569.30
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設 レクリエーション施設・観光施設	市民体育館 野外活動センター 自転車の駅	3	8,575.05
産業系施設	産業系施設	産業振興センター 消費生活センター	2	1,597.68
学校教育系施設	小学校 中学校 その他教育施設	東小学校 第一中学校	37	243,250.82
子育て支援施設	保育所 幼稚園 幼児・児童施設	たんぼぼ保育所 あざみ保育所 北幼稚園	36	13,286.04
保健・福祉施設	高齢福祉施設 障害福祉施設 保健施設	すばる・北斗福祉作業所、大谷の里 あかつき園・ひばり園・第2ひばり園 中央高齢者福祉センター	9	9,817.20
行政系施設	庁舎等 消防施設	寝屋川市役所 総合センター 保健福祉センター	13	31,717.66
市営住宅	市営住宅	明和住宅 下木田住宅 高柳住宅	3	33,525.35
供給処理施設	供給処理施設	クリーンセンター 緑風園	2	17,758.30
その他	公園墓地 その他	旧明徳小学校 旧明徳幼稚園 公園墓地	31	13,754.34
合計			161	417,443.94

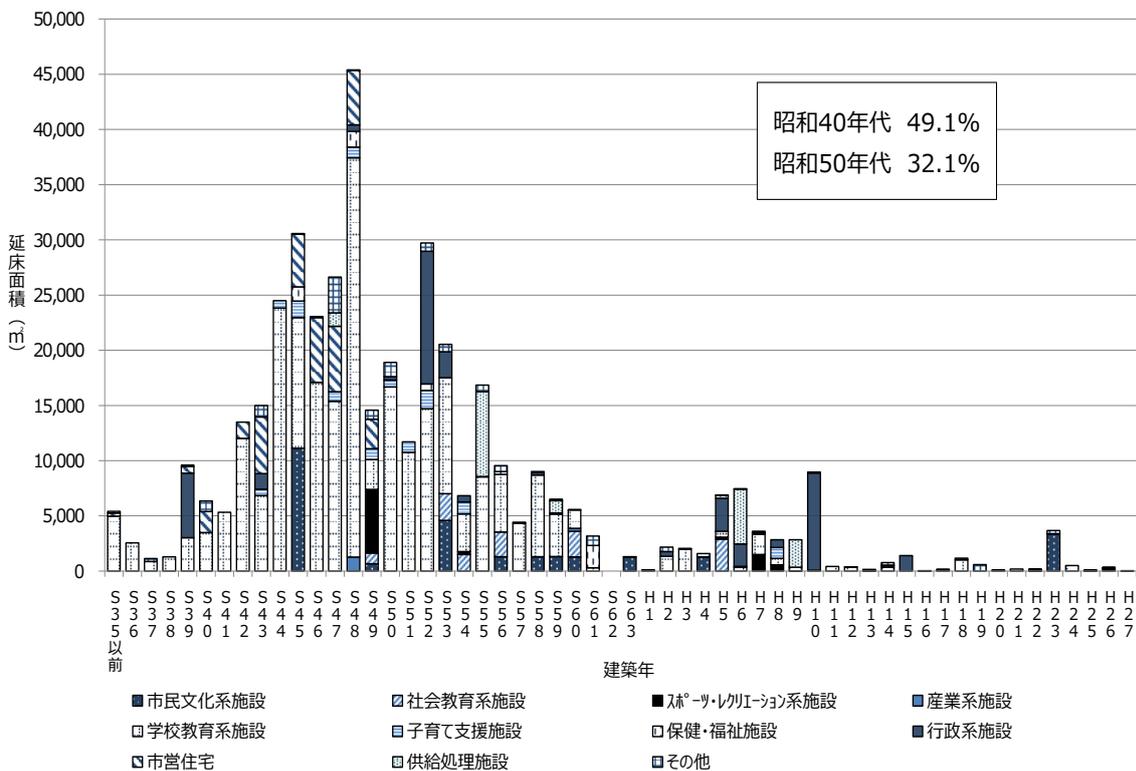
〔公共建築物の状況〕



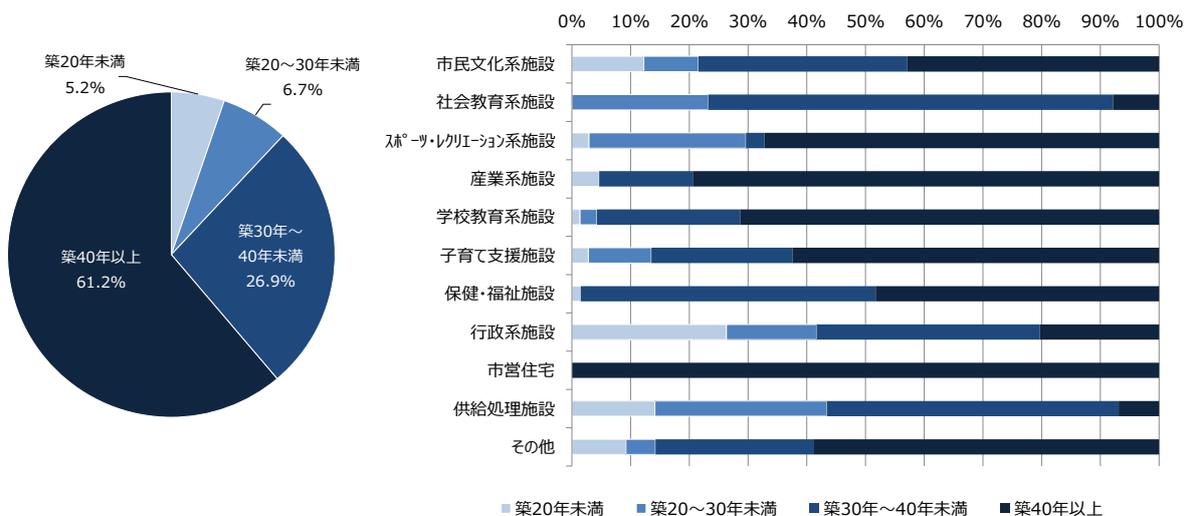
(イ) 築年数

建築年別に見ると、昭和40年代から昭和50年代にかけて、多くの公共建築物が整備されていることが明らかとなっています。これらの建築物は、建築後40年程度が経過しており、その多くは老朽化が進んでいるものと考えられます。

〔建築年別整備状況〕



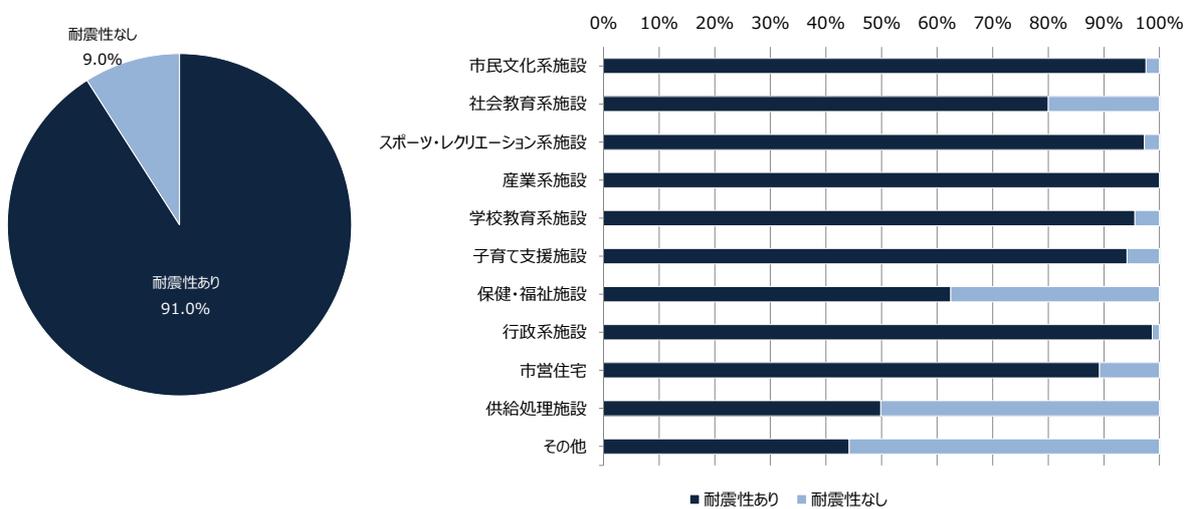
〔築年別延床面積〕



(ウ) 耐震性

全体の 91.0 パーセントが耐震性を有しており、産業系施設や行政系施設で割合が高くなっています。一方、耐震性を有しない施設は、全体の 9.0 パーセントであり、供給処理施設や保健・福祉施設で割合が高くなっています。

〔耐震性の状況〕



## (I) 延床面積の他市比較

## a 近隣市との比較

枚方市、守口市、門真市、大東市、交野市、四條畷市の北河内地域の6市を近隣市として比較しました。

〔近隣市の人口及び面積〕

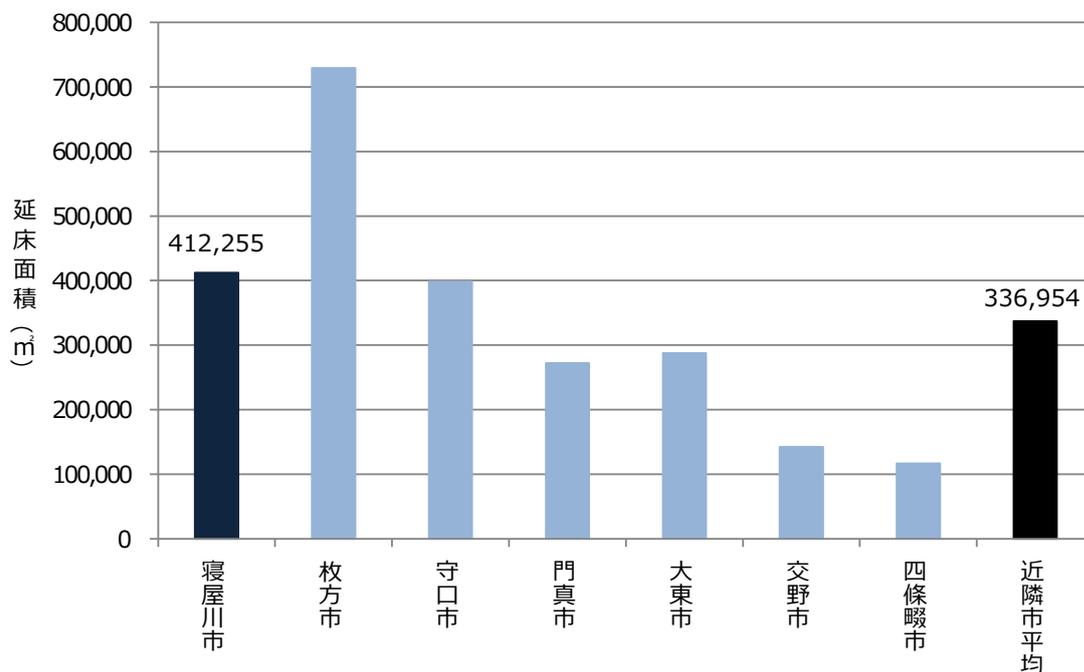
自治体	寝屋川市	枚方市	守口市	門真市	大東市	交野市	四條畷市
人口(人)	237,518	404,152	143,042	123,576	123,217	76,435	56,075
市域面積(km <sup>2</sup> )	24.70	65.12	12.71	12.30	18.27	25.55	18.69
延床面積(m <sup>2</sup> )	412,255	729,420	398,359	271,980	287,675	142,176	116,812

出典：国勢調査

公共施設状況調（平成26年度）

本市は、枚方市に次いで2番目に延床面積が大きくなっており、近隣市の平均値 336,954 m<sup>2</sup>を上回る 412,255 m<sup>2</sup>です。

〔近隣市の延床面積〕



## b 類似市との比較

人口 20 万人から 30 万人の自治体の中で、本市と市域面積に近い 9 市を類似市として比較しました。

〔類似市の人口及び面積〕

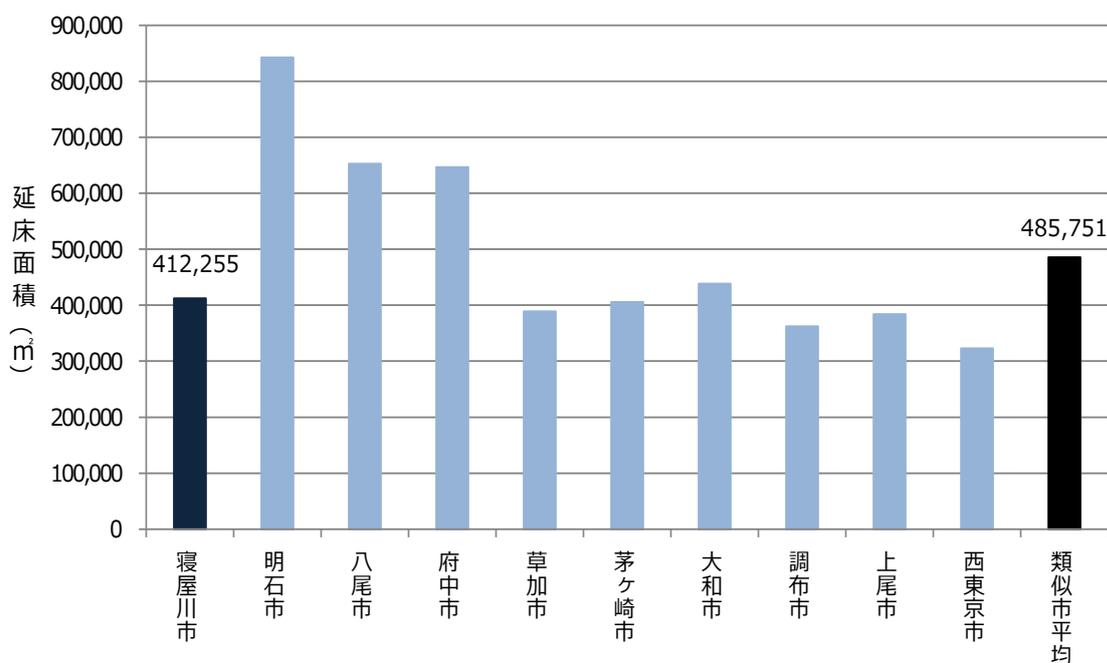
自治体	人口(人)	市域面積(km <sup>2</sup> )	延床面積(m <sup>2</sup> )	自治体	人口(人)	市域面積(km <sup>2</sup> )	延床面積(m <sup>2</sup> )
寝屋川市	237,518	24.70	412,255	茅ヶ崎市	239,348	35.70	405,829
明石市	293,409	49.42	842,533	大和市	232,922	27.09	438,434
八尾市	268,800	41.72	652,969	調布市	229,061	21.58	362,694
府中市	260,274	29.43	646,752	上尾市	225,196	45.51	384,110
草加市	247,034	27.46	389,058	西東京市	200,012	15.75	322,879

出典：国勢調査

公共施設状況調（平成 26 年度）

本市は、412,255 m<sup>2</sup>で、類似市の中で 5 番目に大きく、類似市の平均と比較して 73,496 m<sup>2</sup>小さくなっています。

〔類似市の延床面積〕



## イ インフラ

### (ア) 道路

平成28年4月1日現在、管理している実延長は1,946路線303,812mで実延長面積は1,917,060㎡となっています。これ以外に平成28年度に27路線を市道として認定しており、今後も当面は一定の割合で認定路線数が増えていくことが想定されます。また、実延長に対する舗装率の割合は、99パーセントを超えて推移しています。

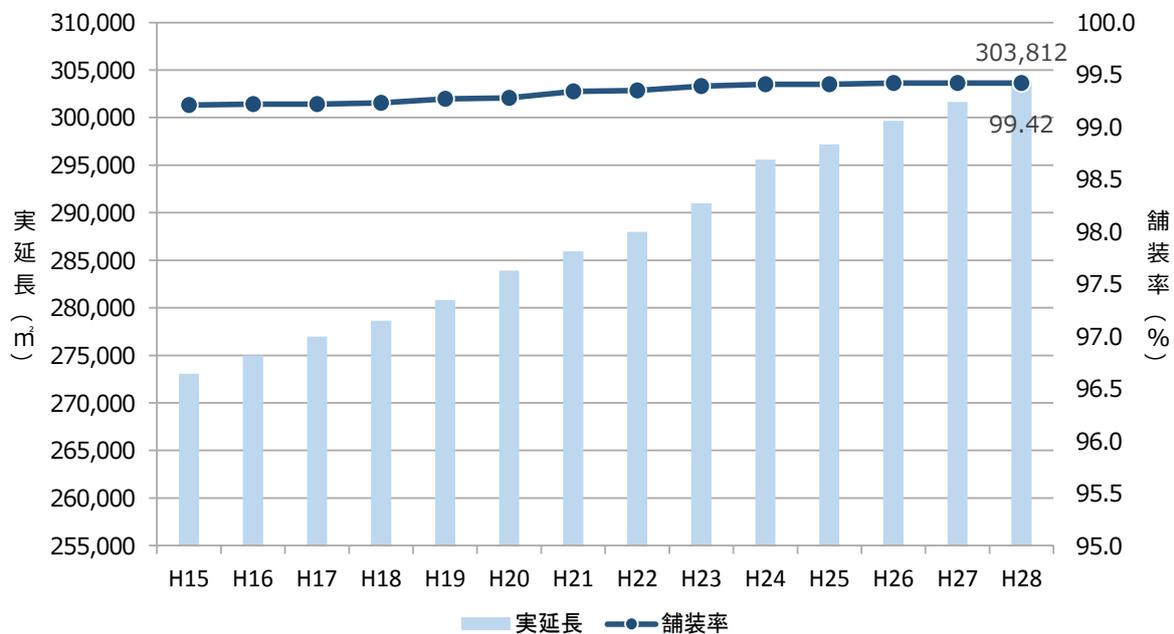
そのほか、市道認定以外の管理道路、鉄道四駅の駅前広場なども管理しています。

#### 〔道路の整備状況〕

路線数1946路線（28年度中の認定増27路線を除く）

	総延長 (道路敷)	実延長内訳						重用	未供用
		道路	橋梁	合計(敷)	道路部	車道	中央帯		
延長(m)	313,165	301,675	2,137	303,812	-	-	287	6,590	2,762
面積(㎡)	2,002,264	1,902,721	14,339	1,917,060	1,784,882	1,271,659	1,211	72,337	12,867

#### 〔実延長及び舗装率の推移〕



(イ) 橋梁

a 保有量

平成 26 年 4 月に管理している全橋梁 269 橋について長寿命化修繕計画を策定しました。

平成 28 年 4 月 1 日現在、橋梁の実延長は 2,137m、面積 14,339 m<sup>2</sup>となっており、高度経済成長期に架けられた橋梁が多くを占めています。

〔市が管理している橋梁〕



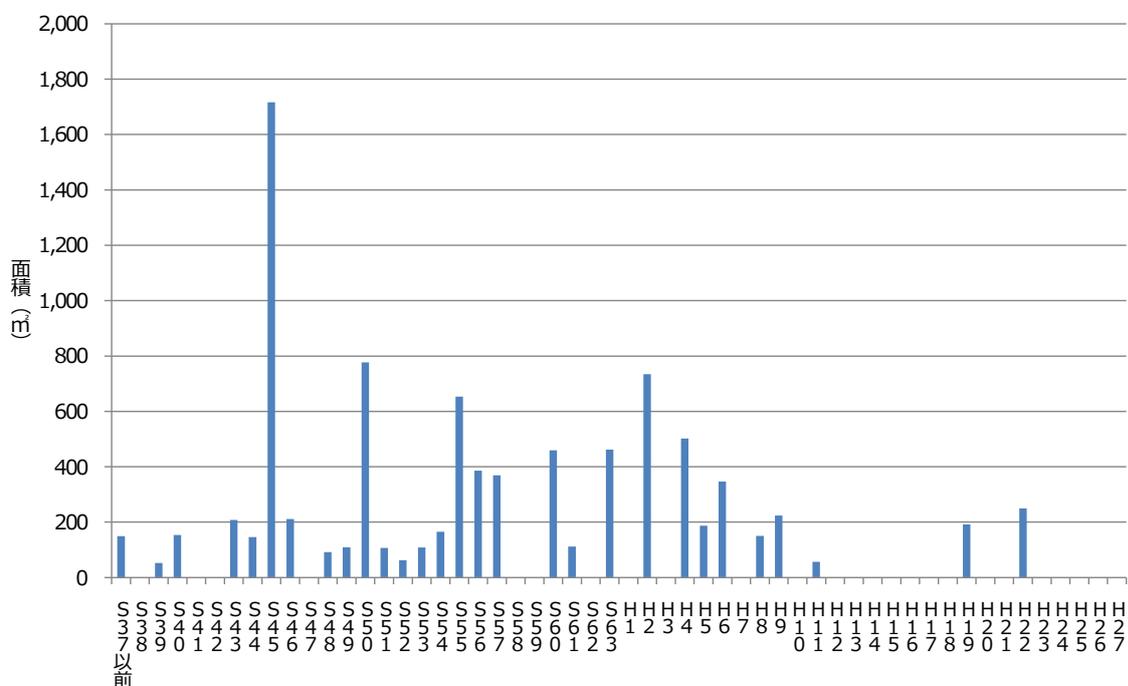
■ 橋長 15m 以上の橋梁



■ 橋長 15m 未満の橋梁

出典：寝屋川市橋梁長寿命化修繕計画

〔橋梁の整備状況〕



## b 老朽化の状況

建設後 50 年以上経過した橋梁の占める割合は、平成 24 年では、27 パーセントですが、平成 34 年は 66 パーセント、平成 44 年には 86 パーセントと急激に増加します。

建設後 50 年以上経過した橋梁は、材料の経年劣化で修繕が必要となる可能性が高くなります。

〔橋梁の年齢構成〕



出典：寝屋川市橋梁長寿命化修繕計画

## (ウ) 公園

平成 28 年 4 月 1 日現在、都市公園 66 箇所（429,810 m<sup>2</sup>）、暫定的に広場として開放し、使用している公園 4 箇所（19,200 m<sup>2</sup>）を管理しています。

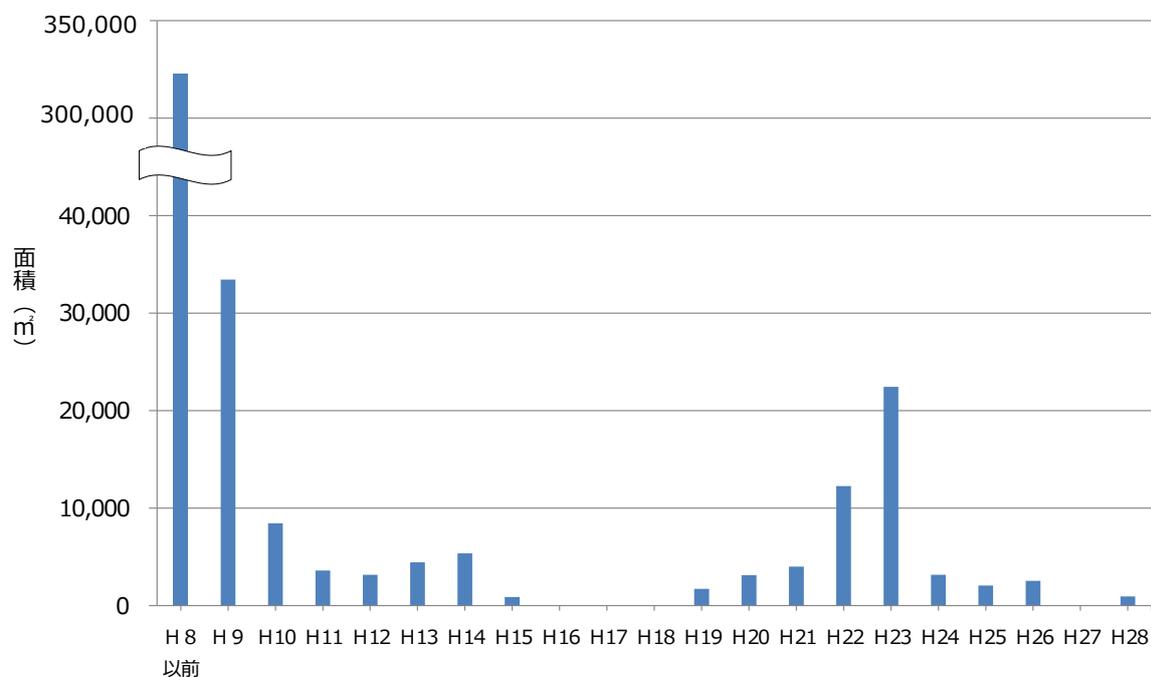
そのほか、ちびっこ老人憩いの広場 282 箇所（68,140 m<sup>2</sup>）を管理しています。

## 〔公園の状況〕

種別	箇所数	面積 (m <sup>2</sup> )	主な名称	
都市計画公園	街区	15	38,102	池田 1 号公園、熱田公園、幸町公園 等
	近隣	15	108,152	小路明和公園、田井西公園、成田公園 等
	地区	1	47,584	南寝屋川公園
	緑道	1	38,232	友呂岐緑地
その他の都市公園	34	197,740	打上川治水緑地、2 号三井公園、寝屋ふるさと公園 等	
都市公園合計	66	429,810		
暫定公園	4	19,200	打上公園、平池町第 2 公園、大利元町公園 等	
ちびっこ老人憩いの広場	282	68,140	打上第 8、三井南町第 2、明德第 1 等	

※国・府営公園・墓地を除く

## 〔都市公園の整備状況〕





(オ) 下水道

平成 28 年 4 月 1 日現在、ポンプ場 2 箇所（南前川、大利）を管理しています。

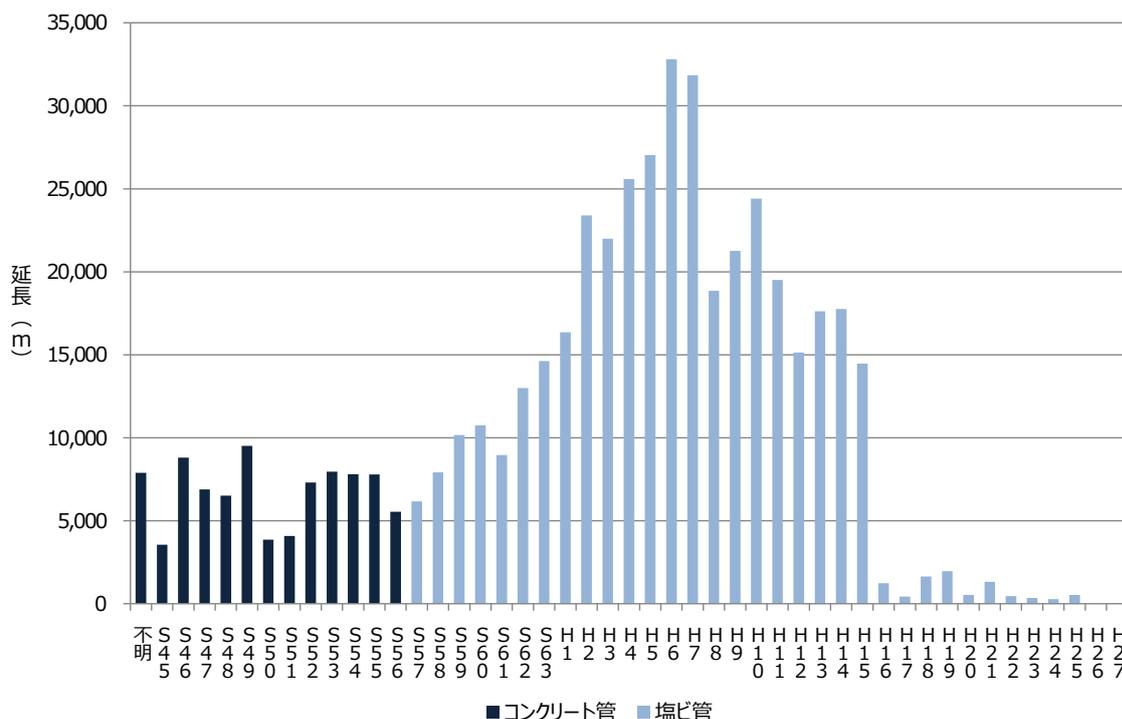
また、管路としては、下水管を管理しており、平成 28 年 3 月 31 日現在で総延長は 495,996m となっています。

〔下水道の状況〕

区分	単位	合流区域	分流区域	合計
行政区域内人口	人	57,341	181,205	238,546
世帯数	世帯	26,189	82,763	108,952
行政区域面積	ha	608	1,792	2,400 (2,470(河川区域含))
汚水整備（告示）面積	ha	466	1,335	1,801
汚水整備区域内（告示）人口	ha	57,180	180,698	237,878
人口普及率	%	99.7	99.7	99.7
水洗化人口	人	55,979	176,903	232,882
水洗化率	%	97.8	97.8	97.8
雨水整備面積	ha	554	244	798
雨水整備進捗率	%	93.3	13.6	33.5

出典：平成 27 年度版上下水道事業統計年報

〔下水道の整備状況（管路）〕



## (カ) 河川水路

平成 28 年 4 月 1 日現在、淀川左岸水路として排水管理を目的とした水路 6,717m、用排水管理を目的とした水路 24,965m、用水管理を目的とした水路 9,356m、計 41,038m を管理しています。

このほか、ポンプ場 2 箇所（唐操、堀溝）、排水機場 2 箇所（友呂岐、深谷）、揚水機場 1 箇所（木屋）、樋門 49 箇所などを管理しています。

## 〔河川水路の整備状況（用水水路）〕

区分	水路名	延長 (m)
排水管理施設	古川水路	2,700
	友呂岐水路	4,017
小計		6,717
用排水管理施設	寝屋川第 1 水路	1,958
	寝屋川第 2 水路	630
	寝屋川第 3 水路	1,357
	寝屋川第 4 水路	1,900
	寝屋川第 5 水路	2,165
	寝屋川第 6 水路	1,145
	寝屋川第 7 水路	1,372
	寝屋川第 8 水路	1,247
	寝屋川第 9 水路	1,067
	寝屋川第 10 水路	1,763
	寝屋川第 11 水路	2,023
	寝屋川第 12 水路	1,447
	石津第 2 水路	684
	田井第 1 水路	428
	点野第 1 水路	544
	点野第 2 水路	786
	池田第 1 水路	637
	葛原第 1 水路	493
	対馬江第 1 水路	333
	木田第 1 水路	8
	仁和寺第 1 水路	409
	河北第 1 水路	455
	河北第 2 水路	758
	守口第 1 水路	439
	黒原第 1 水路	680
	蔀屋第 1 水路	237
小計		24,965
用水管理施設	幹線水路	7,203
	二十箇水路	1,841
	神田第 2 水路	312
小計		9,356
合計 31 路線		41,038

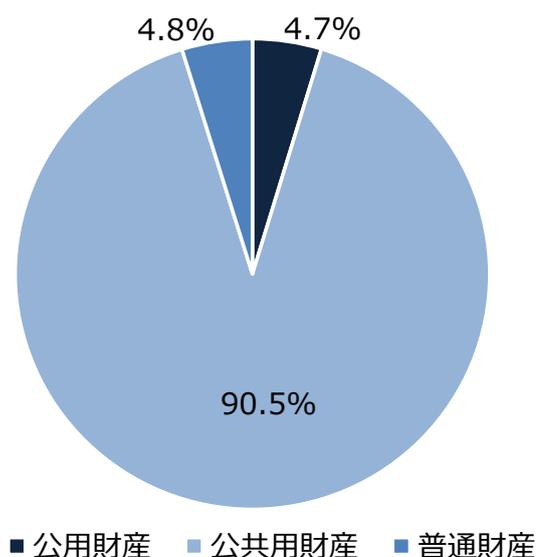
## ウ 土地

平成 28 年 3 月 31 日現在、本市が保有する土地は、1,462,322.94 m<sup>2</sup>と  
なっています。（道路等は除く。）

内訳は、行政財産を 1,395,083.87 m<sup>2</sup>、普通財産を 67,239.07 m<sup>2</sup>保有し  
ています。

〔土地の状況〕

区分		面積 (m <sup>2</sup> )	
行政財産	公用財産	本庁舎	14,214.69
		市民センター	436.38
		総合センター	7,851.97
		保健福祉センター	1,514.07
		その他	41,433.22
	公共用財産	小学校	420,673.17
		中学校	228,293.83
		幼稚園	12,521.41
		保育所	19,605.89
		住宅	59,035.20
		公園	307,437.29
		墓地	102,927.36
		その他	112,965.77
	普通財産		67,239.07
合計		1,396,149.32	
区分		面積 (m <sup>2</sup> )	
水道事業会計		62,384.72	
下水道事業会計		3,788.90	



出典：平成 27 年度財産に関する調書（水道事業会計、下水道事業会計除く。）

※ 水道事業会計、下水道事業会計は施設の平米数のみ

※ 行政財産： 普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと  
決定した公有財産

※ 普通財産： 行政財産以外は一切の公有財産

## (2) 公共施設等の課題

### ア 改修・更新費用

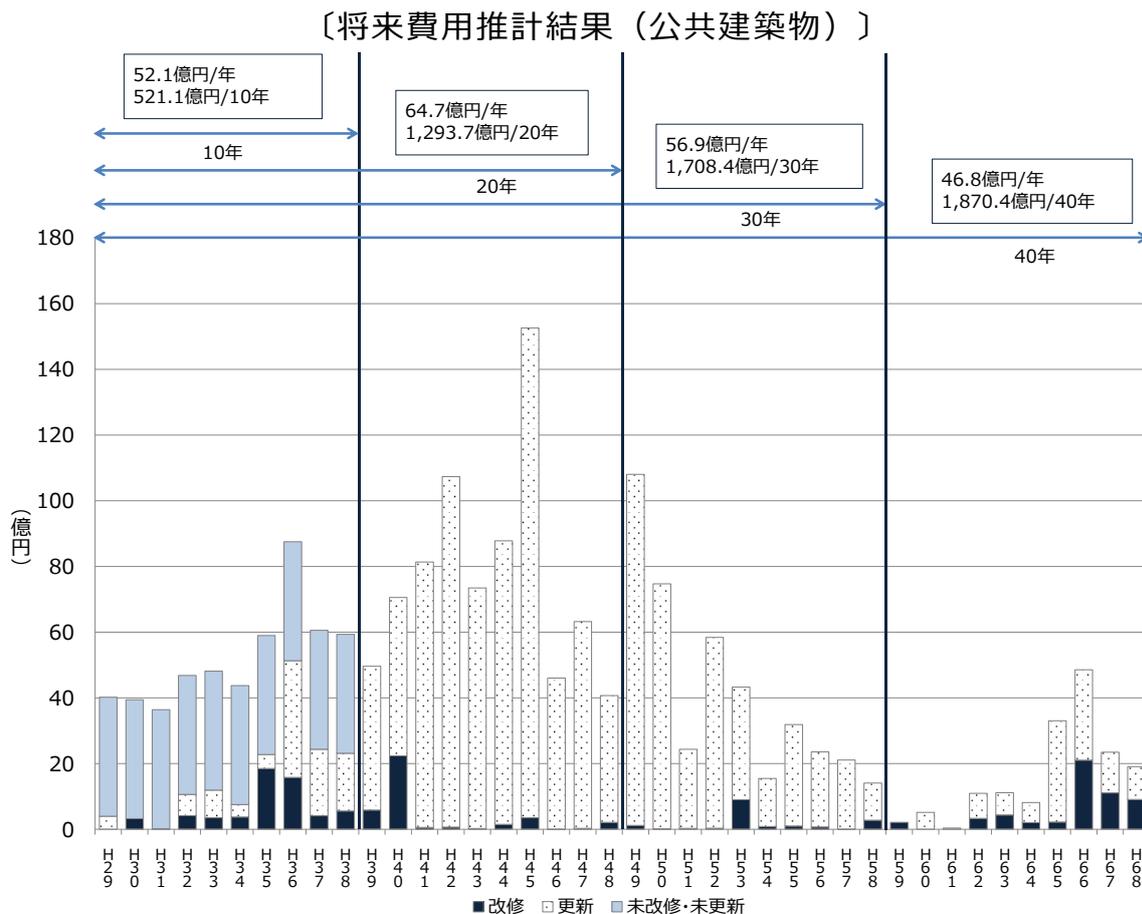
改修・更新費用は総務省の更新費用試算ソフト等を参考に推計しました。

#### (ア) 公共建築物

公共建築物における将来の費用推計は、建築後 30 年に大規模改修、建築後 60 年で更新（建替え）するものとして費用を推計しました。既に建築後 30 年以上が経過している建物及び建築後 60 年以上が経過している建物は、直近 10 年間に未改修・未更新費用として計上しました。

平成 38 年までは、更新時期を超過した建物の改修・更新に年度当たり 52.1 億円、平成 48 年までは、耐用年数を迎えた建物の更新に年度当たり 64.7 億円の費用が必要となります。

将来 40 年間の年度当たり平均費用は 46.8 億円となります。



(イ) インフラ

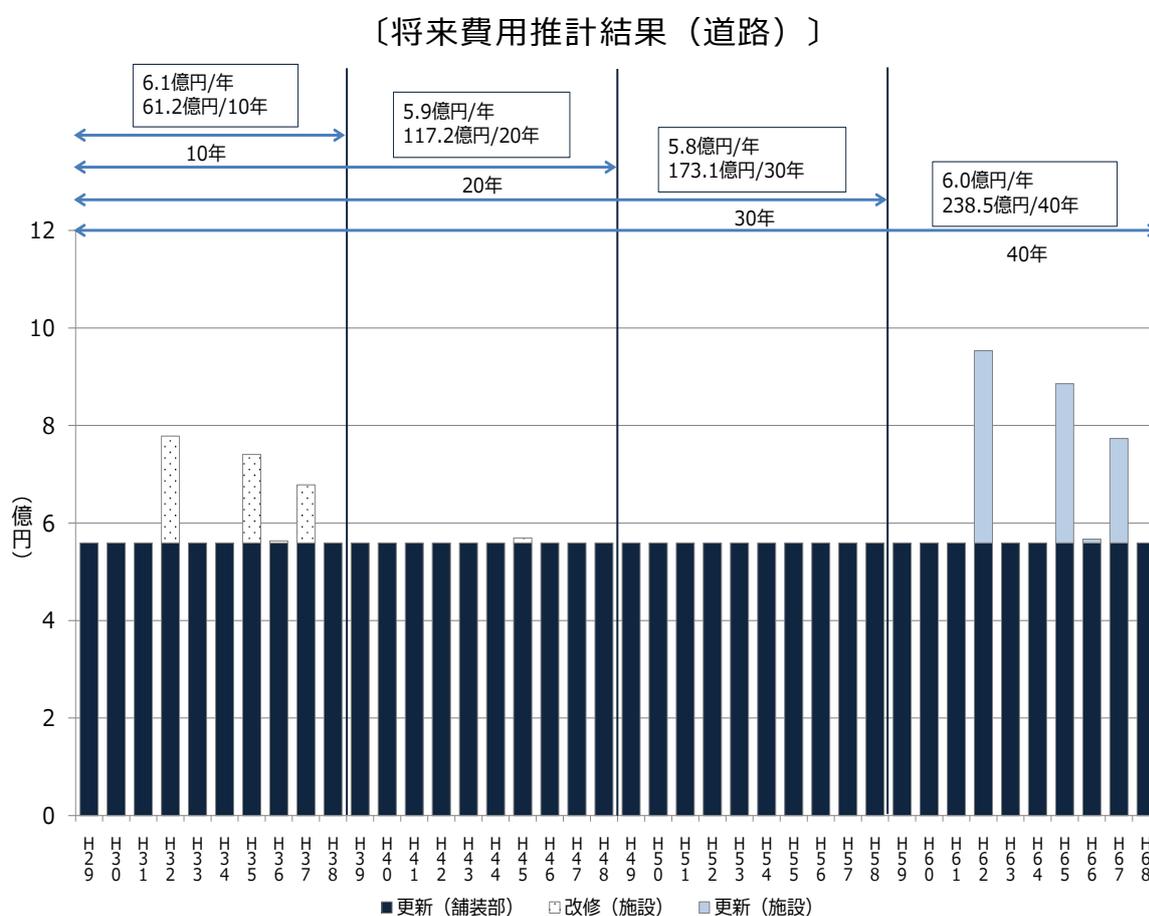
a 道路

道路については、舗装及び駅前広場などに付帯する建築物を推計の対象としました。

舗装については、布設年度が不明であるため、道路部の道路面積を 15 年で更新（打換え）するものとして費用を推計しました。

トイレなどの建築物については、公共建築物と同様の条件で推計しました。

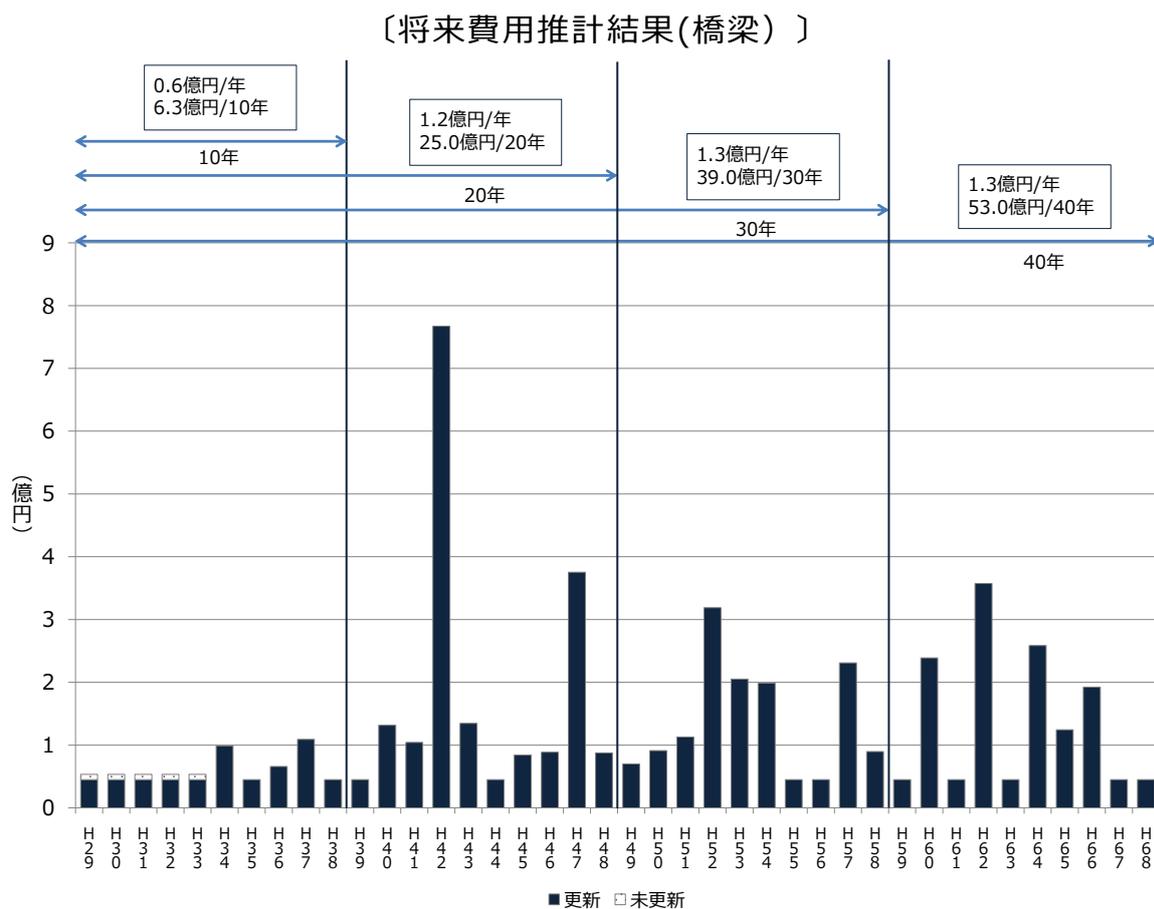
その結果、将来 40 年間の年度あたり平均費用は 6.0 億円となります。



## b 橋梁

橋梁については、架設年度が把握できているものについては、架設後 60 年で更新するものとして費用を推計しました。既に架設後 60 年以上経過している橋梁は、直近 5 年間で未更新費用として計上しました。

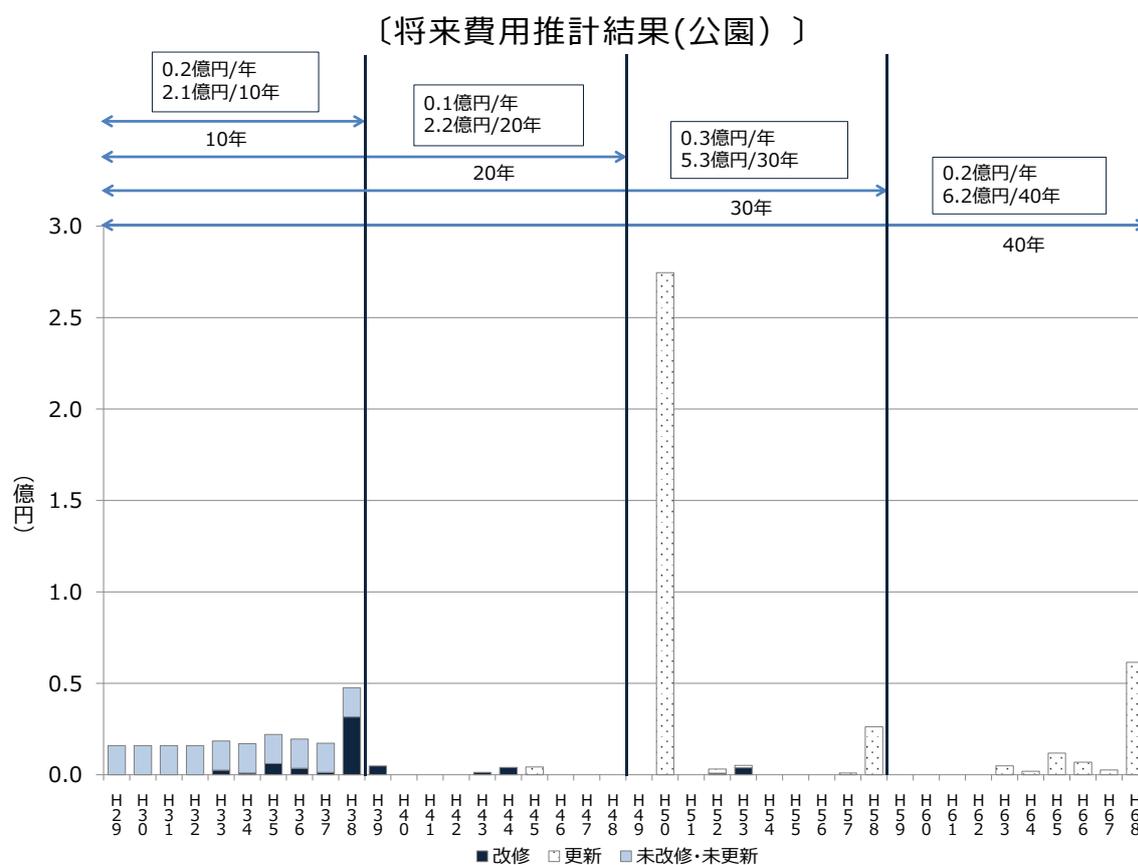
その結果、将来 40 年間の年度あたり平均費用は 1.3 億円となります。



c 公園

公園については、トイレ、管理棟などの建築物を推計の対象とし、公共建築物と同様の条件で推計しました。遊具については、状態を監視しつつ、必要に応じて改修を行うことから、推計の対象外としました。

その結果、将来 40 年間の年度当たりの平均費用は 0.2 億円と、費用としては大きくないものの、平成 50 年に更新費用が集中することにより一定の費用が必要となります。



d 上水道

上水道については、管路及び配水場、配水池、ポンプ場などの建築物や設備を推計の対象としました。

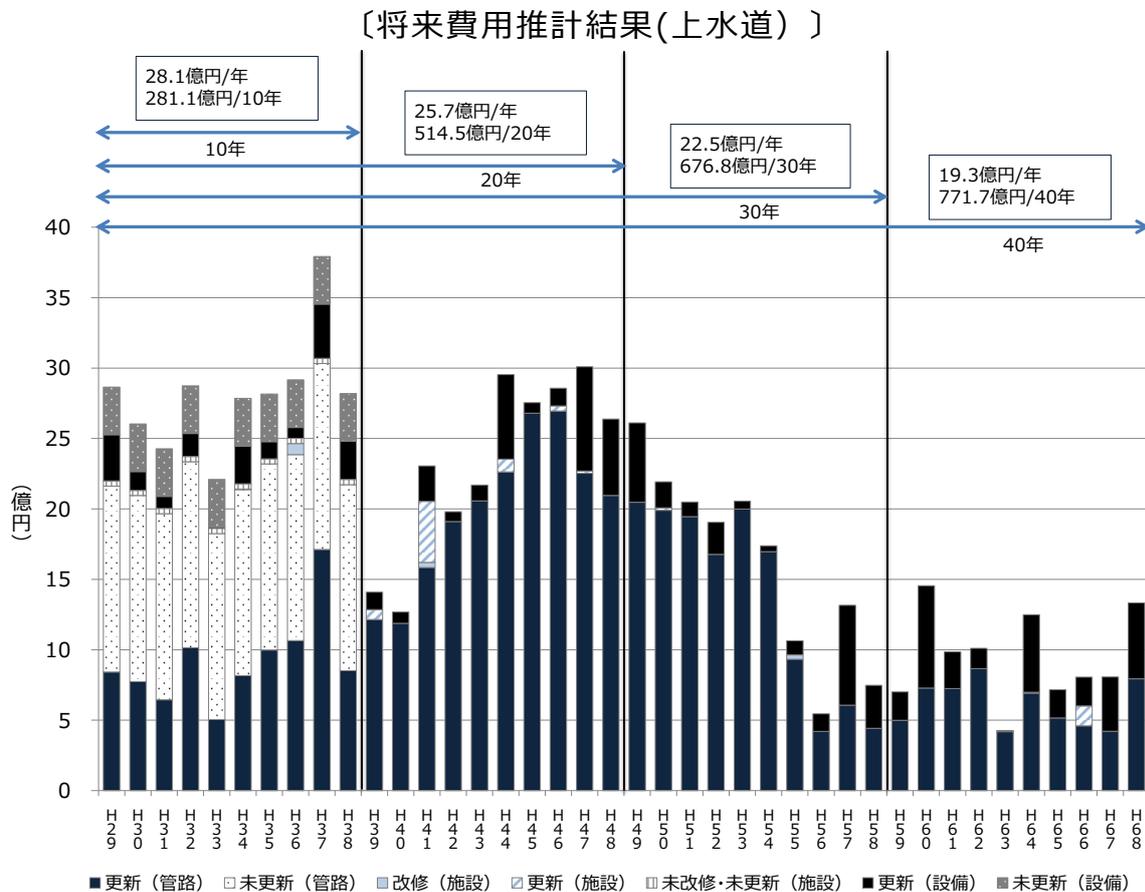
管路については、耐用年数を40年と設定し、管径別単価で推計しました。既に布設後40年以上が経過している管路は、直近5年間に未更新費用として計上しました。

配水場、配水池、ポンプ場などにおける建築物については、公共建築物と同様の条件で推計しました。

配水場、配水池、ポンプ場などにおける設備については、固定資産台帳の取得価格、耐用年数を基に推計しました。既に耐用年数を経過している機器は、直近10年間に未更新費用として計上しました。

平成38年までは、更新時期を超過した管路の更新に多額の費用が必要となり、年度当たり28.1億円の費用が必要となります。

将来40年間の年度当たり平均費用は19.3億円となります。



e 下水道

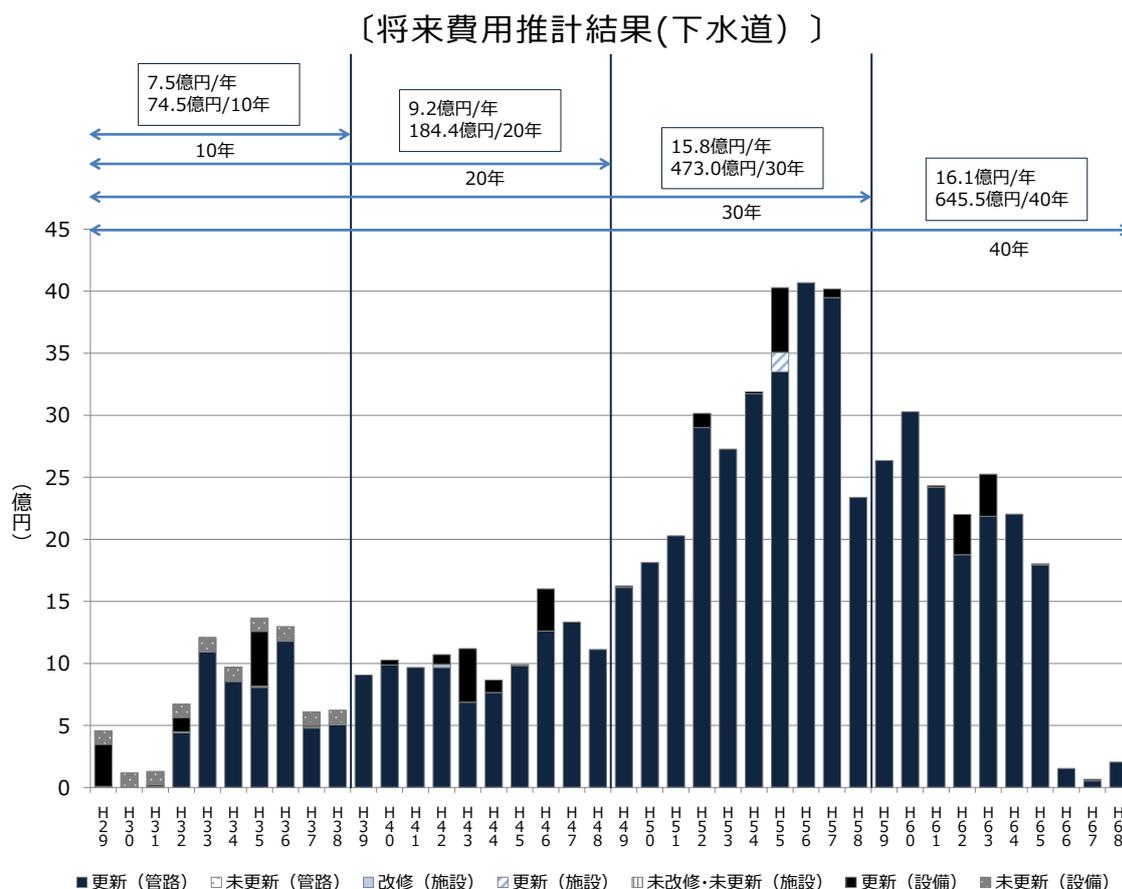
下水道については、管路及びポンプ場の建築物や設備を推計の対象としました。

管路については、耐用年数を50年と設定し、管種別単価で推計しました。ポンプ場の建築物については、公共建築物と同様の条件で推計しました。

ポンプ場における設備については、固定資産台帳の資産額、耐用年数を基に推計しました。既に耐用年数を経過している機器は、直近10年間に未更新費用として計上しました。

大半は管路の更新費用となりますが、比較的新しいもので構成されているため、平成49年頃から更新が必要な管路が増加し、多額の費用が必要となります。

将来40年間の年度あたり平均費用は16.1億円となります。



## f 河川水路

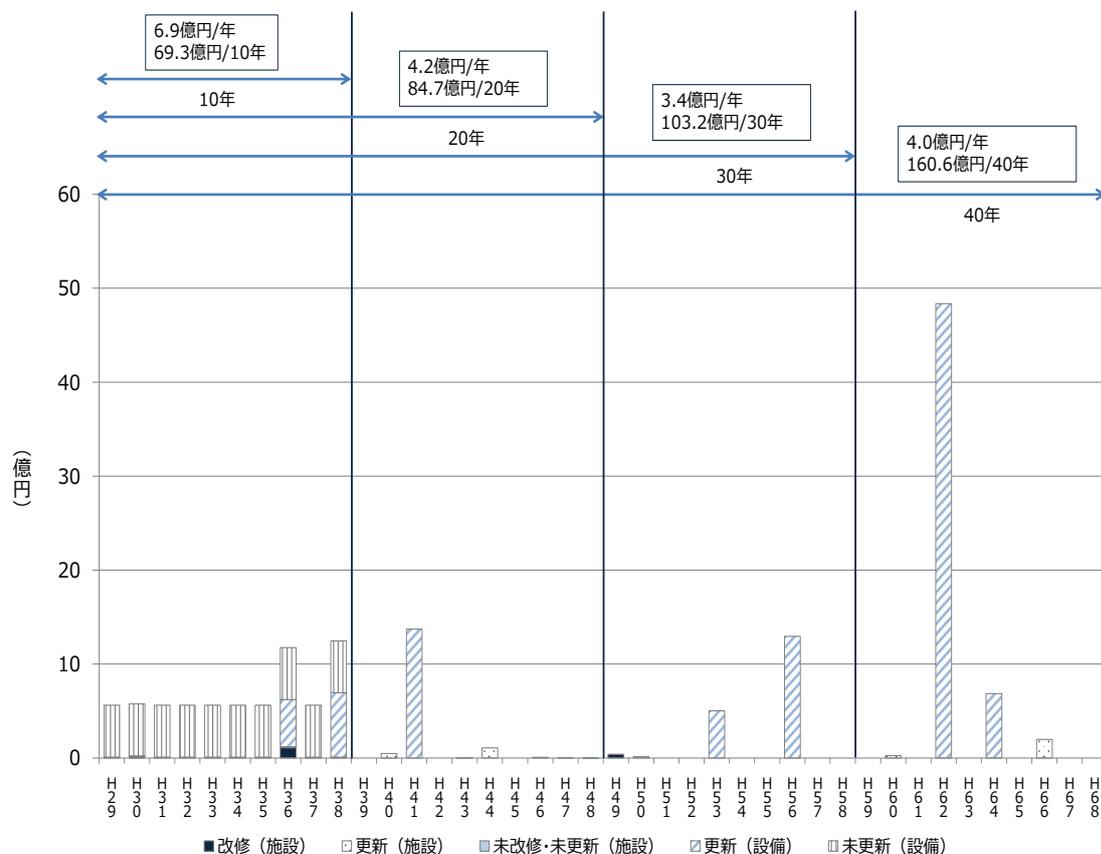
水路、樋門、ポンプ場などを管理していますが、水路及び樋門は永久構造物に近い類の構造物であるとの観点から、推計の対象外とし、ポンプ場などの建築物及び設備を推計の対象としました。

ポンプ場などの建築物については、公共建築物と同様の条件で推計しました。

ポンプ場などにおける設備の更新費用については、国土交通省水管理・国土保全局下水道部の流域別下水道整備総合計画調査指針と解説のポンプ施設の費用関数を、更新年数については、本市のこれまでの実績から40年で更新するものとして推計しました。既に40年以上経過している機器は、直近10年間に未更新費用として計上しました。

将来40年間の年度あたり平均費用は4.0億円となります。

〔将来費用推計結果(河川水路)〕



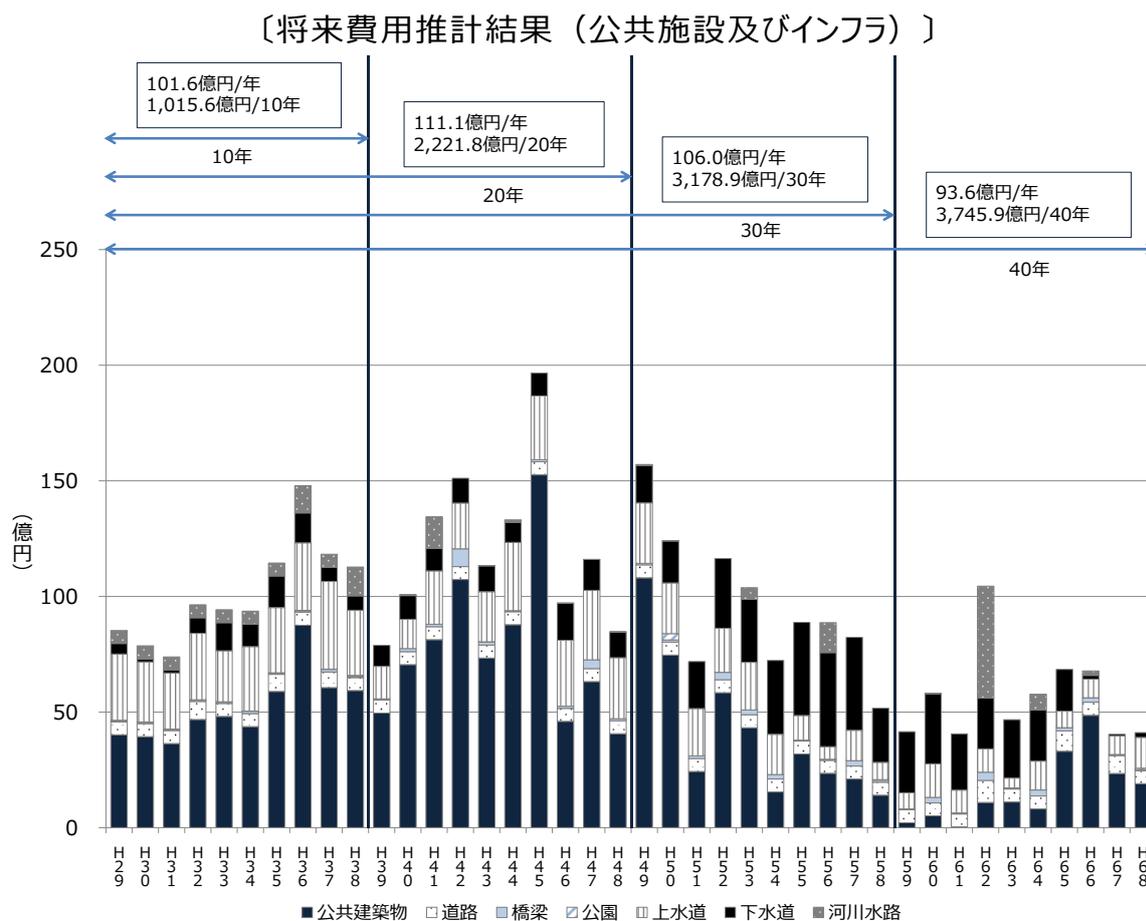
(ウ) 改修・更新費用の推計から導き出される課題

公共建築物とインフラを合計した場合の費用は下図のとおりです。

平成 68 年までの年度当たりの平均費用は、93.6 億円となり、総費用は 3,745.9 億円必要となります。

過去 10 年間における投資的経費、建設改良費等の年度当たりの平均実績が 73.6 億円であることを踏まえると、公共建築物、インフラを現状のまま維持していくことは困難であり、長寿命化や総量抑制によるコスト削減に向けた取組が重要です。

また、行政需要がなく、未利用となっている土地については、維持管理費用を要することから、今後、売却、貸付などにより積極的に活用し、活用益や売却益を更新費用等に充当していく必要があります。



## イ 中核市への移行

中核市へ移行すると、保健所を市で設置する必要がありますが、都道府県と協議した上で、保健所施設及び一部の設備を無償で譲り受けた先行市の例も踏まえ、本市においても、寝屋川保健所の施設、設備等の譲渡等について、大阪府と協議する必要があります。

また、中核市移行後は、本市で保健所施設の維持・管理をすることから、その管理運営方法等についても検討する必要があります。特に、寝屋川保健所の施設は昭和 46 年に建築されたものであり、中長期的には更新等についても考慮する必要があります。

中核市移行により、これら保健所事務を始め、多くの事務権限の移譲を受けることから、移行後の円滑な事務執行が可能となるような施設の在り方、施設整備等について検討する必要があります。

## 5 公共施設等の管理に関する基本的な方針

公共施設等を現状のまま、かつ標準的な耐用年数で更新を図ろうとする場合、将来費用推計が投資的経費等の実績を大きく上回り、財政制約内で維持していくことは困難な状況になります。

そのため、今後も維持していくと判断する施設等については、将来の財政負担軽減のため、長寿命化を図っていく取組が必須です。

一方、変化する施設の利用需要に柔軟に対応するためには、経済性のみを重視するだけでなく、バリアフリー、地震対策などの安全性、カーボン・マネジメントを始めとする温室効果ガスの削減にも配慮し、管理・運営を進めていくことも重要となります。

さらには、まちづくりの拠点となるエリアへの機能集約、地域交通の再編を進めるため、立地適正化計画や地域公共交通網形成計画とも連携し、公共施設等のマネジメントを考えていく必要があります。

そこで、以下に示す3つの基本的な方針に沿って、公共施設等のマネジメントを進めていきます。



## 保全 ～ まもる ～

### ア 点検、診断等

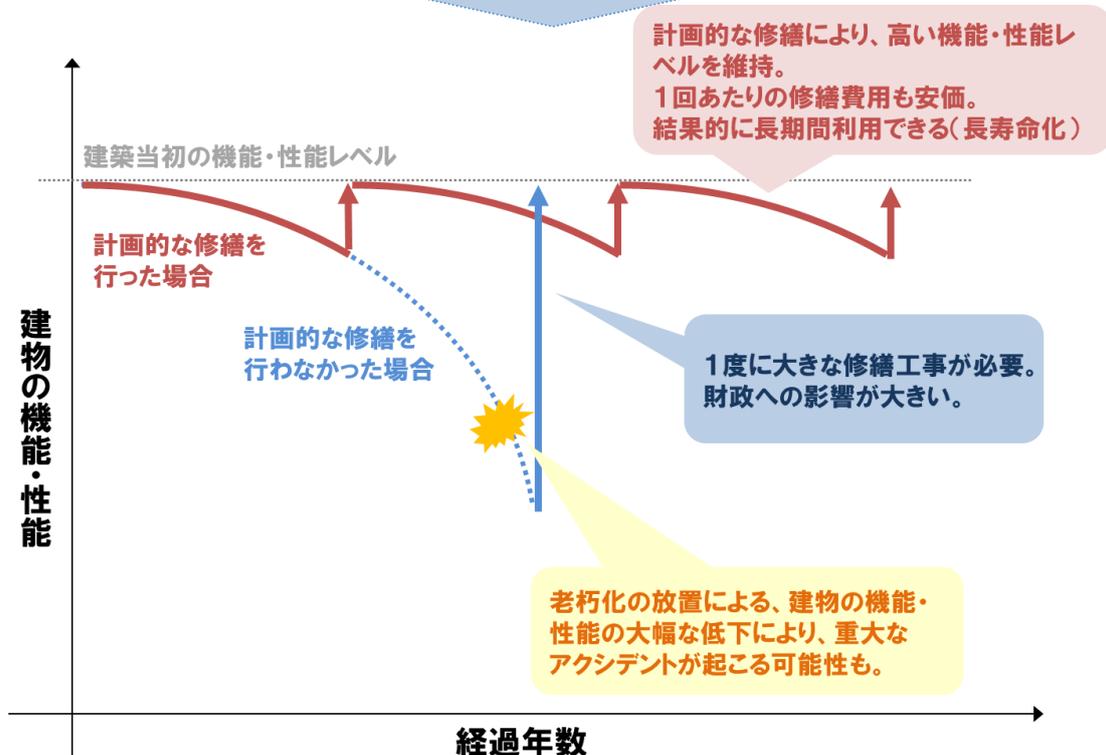
公共建築物については、日常点検や関係法令に基づく定期点検、また、建築士等による点検調査を引き続き行うとともに、各施設管理者において現状把握や必要な診断を実施し、インフラについては、所管省庁から示される技術基準等に基づき、点検・診断等を実施します。

点検・診断等の結果に基づき、日常的な補修や修繕を行うなど、今後の維持管理に活用していきます。

### イ 長寿命化を前提とした維持管理、修繕、更新等

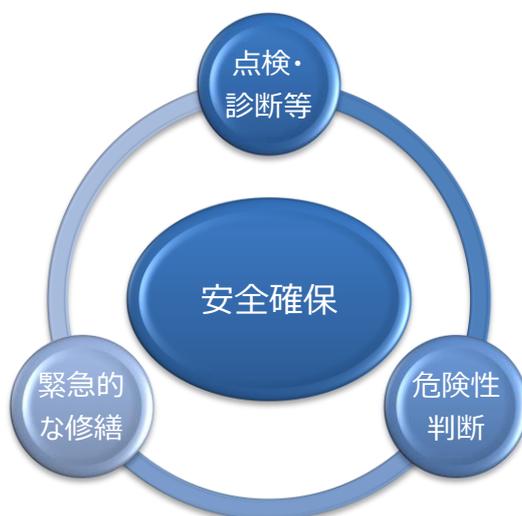
公共建築物やインフラの劣化の進行を遅らせ、さらには、機能低下を抑えるため、長寿命化計画など最適な維持管理に関する計画を策定し、計画的・予防的に改修を行うことにより、危険箇所の回避や将来的なコストの縮減、平準化を図ります。

これらの取組により、改修・更新にかかる多額の費用や突発的に起こる過大な改修費用を抑えることを目指します。



## ウ 安全確保

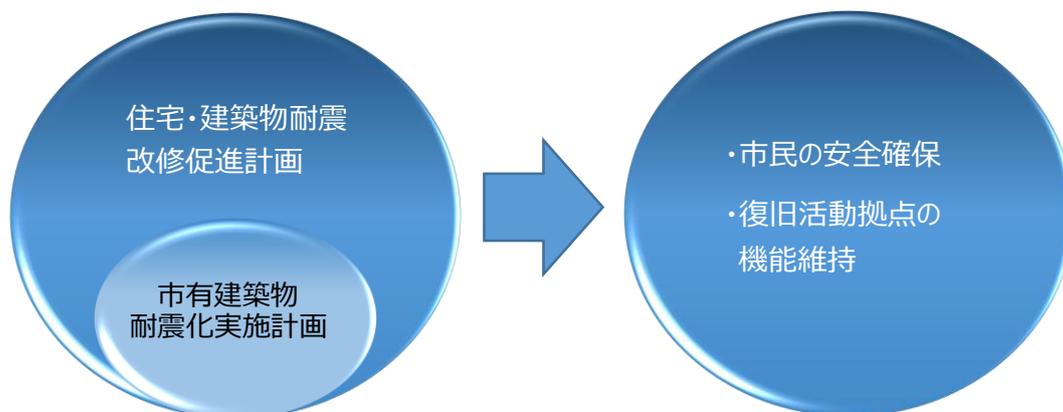
点検・診断等において、コンクリート材の落下が懸念されるなど、危険性が高いと判断された場合、利用者の安全確保を第一に考え、優先度を高め緊急的な修繕等を行います。



## エ 耐震化

本市では、昭和 56 年以前の旧耐震基準に基づき建築された特定建築物のうち、現行の耐震基準と同等の耐震性を有しない建築物を対象とした「市有建築物耐震化実施計画」を平成 20 年に策定し、避難所など災害時の活動拠点となる施設については耐震対策を計画的に行ってきました。

今後も、「住宅・建築物耐震改修促進計画」と整合を図りつつ、その他の施設についても、市民の安全確保、復旧活動拠点の機能維持を目指します。



## 総量抑制 ～ おさえる ～

公共建築物については、社会情勢、市民ニーズの変化に対応した機能・施設の集約化・複合化及び廃止、行政サービスの在り方の見直しなどを行い、発揮される機能、提供するサービス水準の維持又は向上を目指すとともに、コンパクトなまちづくりを目指す立地適正化計画や地域公共交通の形成に向けた地域公共交通網形成計画と連携し、保有面積の抑制を検討します。

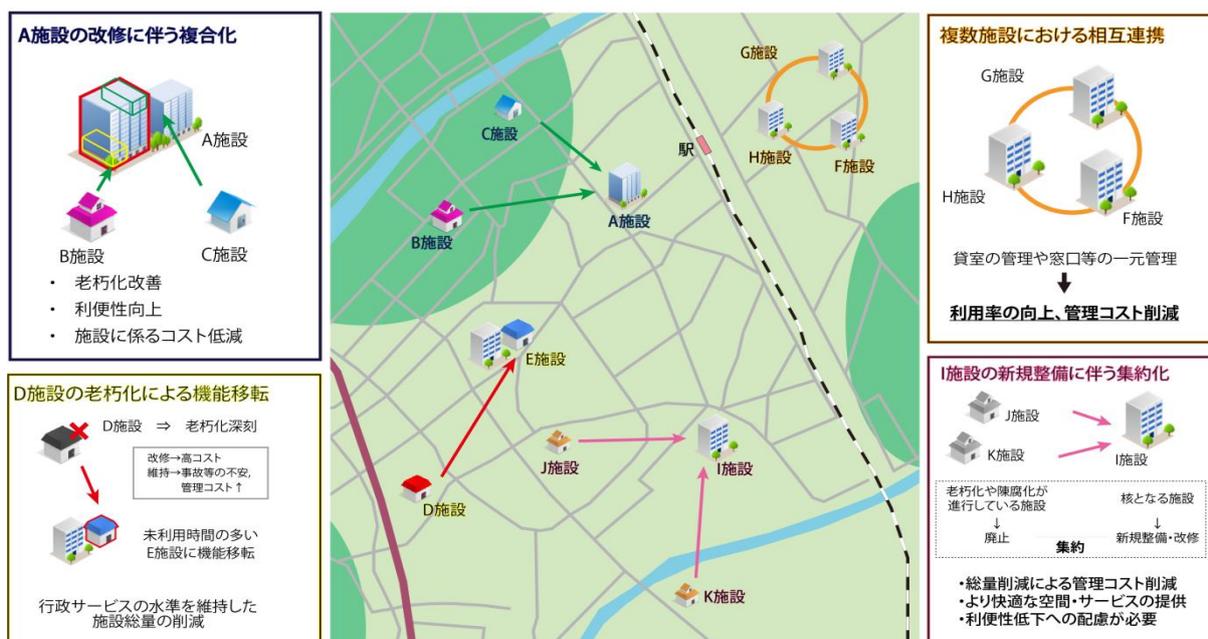
インフラについては、今後も、長期的に安全かつ快適な市民生活を確保するためには必要不可欠であることから、適切な維持管理を推進します。

なお、施設の統合、再編に当たっては、施設を利用する市民の利便性等を十分に考慮した上で、原則として、次に掲げる視点に基づき行います。

### 施設の統廃合・再編の視点

- 施設の集約化・複合化によるワンストップサービスを図る。
- 施設の移転の場合は、公共交通の利便性に配慮する。
- 新施設への更新の場合は、既存施設の保有面積を超えないよう配慮する。
- 存続する意義の薄れた機能・施設の廃止を検討する。

### 適正配置に向けた再編イメージ



## 民間活力の活用 ～ いかす ～

### ア 集約化・複合化を前提とした施設整備

集約化・複合化を実現するためには、新規施設を整備することが必要になる場合があります。新規整備の場合は、複数の用途・機能を同一施設に集約することで、従前よりも保有面積を減らすことが重要です。さらに整備に当たっては、民間活力（PPP、PFI など）を積極的に活用し、コスト削減を目指すことも必要です。施設の更新に当たっては、民間活力の活用の可能性を検討します。

### イ 長寿命化対策に有効な技術の活用

低コストを実現するため、民間事業者の先進技術を積極的に活用します。耐久力のある資材の利用や長寿命化を前提とした修繕・改修が容易な仕様の導入の可能性を検討します。

### ウ 設備の更新

設備機器の更新の際には、省エネルギー化が可能な代替機器やその効果を検証し、エネルギー消費量の多い空調設備、照明設備等については、計画的に改善するなど省エネルギー化を推進します。

## 6 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

「5 公共施設等の管理に関する基本的な方針」において示した考え方を具体的に施設等に適用することを想定し、施設類型ごとに方向性を整理します。

平成 29 年度から平成 38 年度までの間、公共建築物及びインフラにおける長寿命化、公共建築物における総量抑制を念頭に置いた施設管理を行う際の指針となります。

### 各数値の算出方法

施設類型ごとの現状に記載している数値について、以下の方法を用いて算出しています。

- 年間利用者総数  
施設の年間利用者数の総数
- 貸出可能部屋等の利用率  
 $\text{施設の貸部屋の年間利用コマ数} \div \text{施設の貸部屋の年間利用可能コマ数}$
- 耐震性を有する建物の割合  
 $\text{新耐震基準を満たしている建物棟の延床面積} \div \text{施設の延床面積}$
- 建築後 40 年以上経過した建物の割合  
 $\text{建築後 40 年以上経過した建物棟の延床面積} \div \text{施設の延床面積}$

※ 各数値については、原則、平成 28 年 3 月 31 日現在の数値です。

## (1) 公共建築物

### ア 市民文化系施設



## 概要

- ◆ 市民文化系施設とは、市民文化の向上と地域コミュニティの増進に寄与するための施設です。
- ◆ 市民会館は、市民の文化の向上を図るための拠点であり、大ホールは約 1,200 人の収容能力を有し、図書館などが入る施設です。平成 27 年度に耐震化が完了しています。
- ◆ 地域交流センター（アルカスホール）は、コンサートを始め、演劇、古典芸能、講演、セミナー、発表会など、目的に合わせて利用できるホールを有し、メインホールは約 360 人を収容できる施設です。
- ◆ そのほか、体育館、多目的室などを有する池の里市民交流センターなどがあります。

## 現状

- ◆ 年間利用者総数は、781,457 人となっています。
- ◆ 貸出可能部屋等の利用率は、平均 42.1 パーセントとなっています。
- ◆ 耐震性を有する建物の割合は、97.6 パーセントとなっています。
- ◆ 平成 28 年時点で、建築後 40 年以上を経過した建物が 42.9 パーセントあり、老朽化している建物があります。
- ◆ 指定管理者制度を導入している施設が 10 施設あります。
- ◆ 避難所に指定している施設が 9 施設あります。

## 視点

- ◆ 地域コミュニティの核となるコミュニティセンターを始め、コンサート、講演会等に利用できるホール、会議室など、市民の交流・文化活動などのために利用する施設であり、更なる利用率の向上が必要です。特に貸館事業が主体となる施設において利用率が低い施設については、他施設との集約化・複合化を検討する必要があります。

## 今後の方針

- ◆ 耐震性を有しない建物について、今後、継続的に使用する場合には、耐震診断等を実施し、施設の在り方を検討します。
- ◆ 各施設が提供する機能を検証し、維持すると判断された施設については、長寿命化計画を策定するなど、計画的な保全を行います。
- ◆ 改修や更新の際には、改めて民間活力の活用の可能性を検討します。
- ◆ 利用者ニーズ、施設の状況等を考慮した上で、集約化・複合化の可能性を検討します。

## イ 社会教育系施設

### 主な施設



## 概要

- ◆ 社会教育系施設とは、自主学習・自主活動の推進など、市民の生涯学習に寄与するための施設です。
- ◆ エスポアールは、社会教育関係団体や市民の自主学習・自主活動の場所を提供する施設であり、多目的ホール、自習室などを有しています。
- ◆ 図書館は中央・東・寝屋川市駅前の 3 館と 4 つのコミュニティセンター分室の 7 箇所を設置しており、全ての施設が他の施設に入っています。
- ◆ そのほか、土器・石器等の考古資料（遺物）を保管・展示する施設である埋蔵文化財資料館などがあります。

## 現状

- ◆ 年間利用者数総数は、367,232 人（図書館を除く。）となっています。
- ◆ 貸出可能部屋等の利用率は、平均 40.9 パーセントとなっています。
- ◆ 図書館の年間貸出総数は、1,159,159 冊となっています。
- ◆ 耐震性を有する建物の割合は、80.0 パーセントとなっています。
- ◆ 平成 28 年時点で、建築後 40 年以上を経過した建物が 7.9 パーセントあり、老朽化している建物があります。
- ◆ 指定管理者制度を導入している施設が 2 施設あります。
- ◆ 避難所に指定している施設が 2 施設あります。

## 視点

- ◆ 図書、その他の資料などを収集・整理保存し、貸出などの利用に供する図書館を始め、郷土資料の保存・展示、講座・講演会の開催等、市民の教養、調査研究などのために利用する施設であり、市民ニーズに的確に対応した事業運営が必要です。利用者数の少ない施設については、他施設との集約化・複合化を検討する必要があります。

## 今後の方針

- ◆ 施設の集約化・複合化により生じる空きスペースの有効活用を図ります。
- ◆ 耐震性を有しない建物について、今後、継続的に使用する場合には、耐震診断等を実施し、施設の在り方を検討します。
- ◆ 各施設が提供する機能を検証し、維持すると判断された施設については、長寿命化計画を策定するなど、計画的な保全を行います。
- ◆ 改修や更新の際には、改めて民間活力の活用の可能性を検討します。
- ◆ 利用者ニーズ、施設の状態等を考慮した上で、集約化・複合化の可能性を検討します。

## ウ スポーツ・レクリエーション系施設

### 主な施設



## 概要

- ◆ スポーツ・レクリエーション系施設とは、市民の体育、スポーツの振興を図り、健康で文化的な生活の向上に寄与するための施設です。
- ◆ 市民体育館は、市民スポーツの拠点となる施設であり、1,500 m<sup>2</sup>を超える体育室、柔道室などを有する施設です。
- ◆ 野外活動センターは、野外活動や自然体験活動を通じて生涯学習の振興を図るための施設であり、宿泊用のログハウスなどを有しています。
- ◆ そのほか、自転車の安全利用に関する意識の向上などを図る施設である自転車の駅があります。

## 現状

- ◆ 年間利用者総数は、198,010 人となっています。
- ◆ 貸出可能部屋等の利用率は、平均 47.4 パーセントとなっています。
- ◆ 耐震性を有する建物の割合は、97.3 パーセントとなっています。
- ◆ 平成 28 年時点で建築後 40 年以上を経過した建物が 67.2 パーセントあり、老朽化している建物があります。
- ◆ 指定管理者制度を導入している施設が 2 施設あります。
- ◆ 避難所に指定している施設が 1 施設あります。

## 視点

- ◆ スポーツ活動の拠点となる市民体育館を始め、市民の体力の向上、健康の増進のため、また、憩いの場として利用する施設であり、市民ニーズに的確に対応した事業運営が必要です。施設の利用状況には差がありますが、多くの市民に活用されていることから、老朽化の状況を踏まえ施設の改修・長寿命化等について検討する必要があります。

## 今後の方針

- ◆ 耐震性を有しない建物について、今後、継続的に使用する場合には、耐震診断等を実施し、施設の在り方を検討します。
- ◆ 各施設が提供する機能を検証し、維持すると判断された施設については、長寿命化計画を策定するなど、計画的な保全を行います。
- ◆ 改修や更新の際には、改めて民間活力の活用の可能性を検討します。
- ◆ 利用者ニーズ、施設の状態等を考慮した上で、集約化・複合化の可能性を検討します。

## Ⅰ 産業系施設

### 主な施設



## 概要

- ◆ 産業系施設とは、市内産業の振興及び活性化、中小企業の経営者や勤労者の支援、消費者安全の確保に寄与する施設です。
- ◆ 産業振興センターは、産業振興の拠点として、産業振興室（商工担当）、産業振興関係機関の事務所などが入る施設です。平成 26 年度に耐震化が完了し、平成 28 年度には、男女共同参画推進センターが入るなど複合化が進んでいる施設です。
- ◆ 消費生活センターは、市民の消費生活の安定及び向上に寄与するための施設として、消費者相談などを行っています。

## 現状

- ◆ 年間利用者総数は、32,443 人となっています。
- ◆ 貸出可能部屋等の利用率は、平均 32.5 パーセントとなっています。
- ◆ 全ての建物が耐震性を有しています。
- ◆ 平成 28 年時点で産業振興センターに建築後 40 年以上を経過したものがあり、老朽化している建物があります。

## 視点

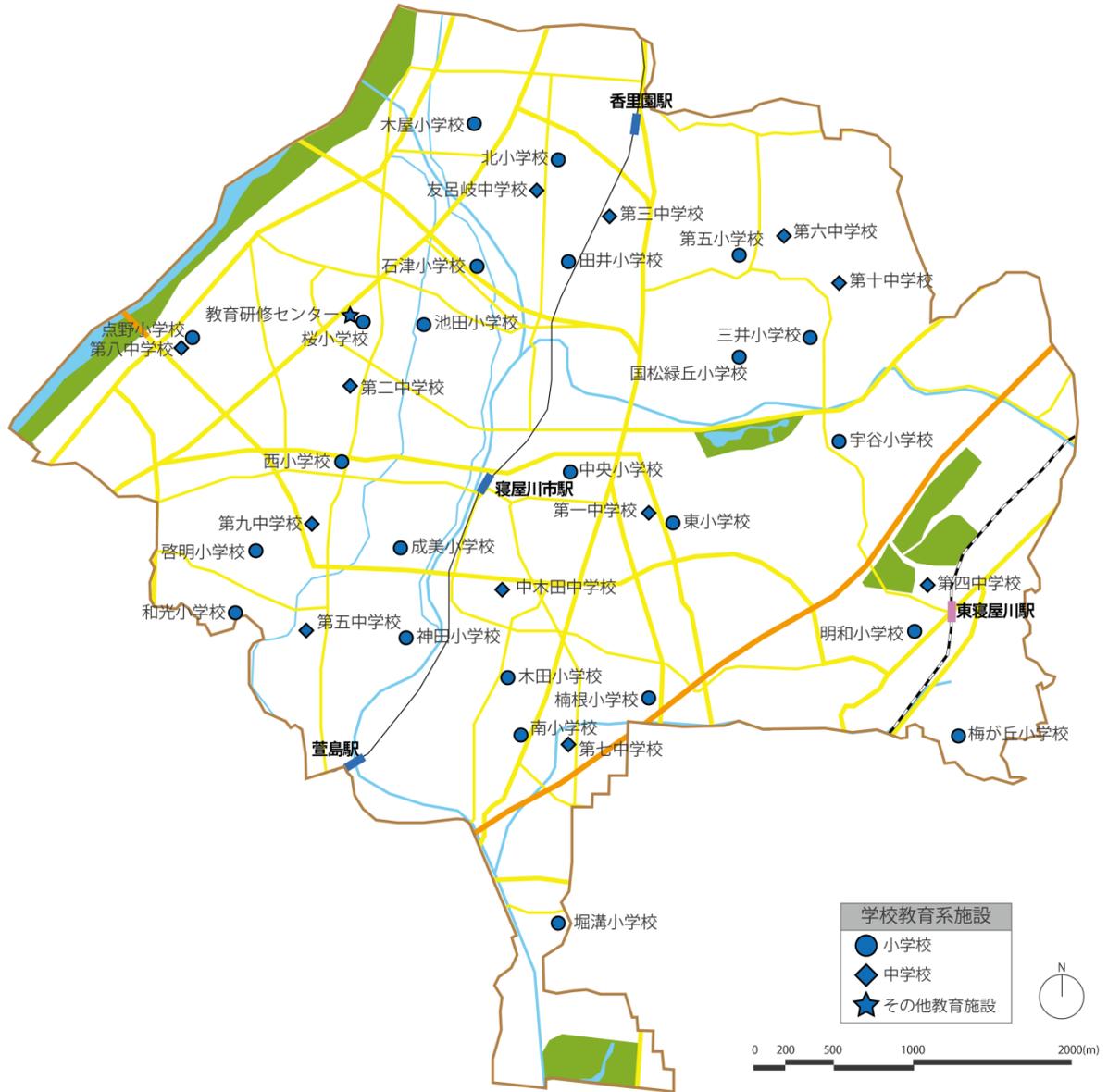
- ◆ 市内産業振興の拠点や消費者保護を担い、相談業務、講座などを行っている施設であり、市民ニーズや経済情勢を的確に把握し、対応する事業運営が必要です。利用率の少ない施設については、他施設との集約化・複合化を検討する必要があります。

## 今後の方針

- ◆ 長寿命化計画を策定するなど、計画的な保全を行います。
- ◆ 改修や更新の際には、改めて民間活力の活用の可能性を検討します。
- ◆ 利用者ニーズ、施設の状態等を考慮した上で、集約化・複合化の可能性を検討します。

オ 学校教育系施設

主な施設



## 概要

- ◆ 学校教育系施設とは、市立小中学校並びに教職員の資質向上に寄与するための施設です。
- ◆ 市立小学校は 24 校、市立中学校は 12 校あります。
- ◆ 教育研修センターは、教育関係職員の研修、自主研究活動、教育に関する相談を行う施設です。

## 現状

- ◆ 教育研修センターの耐震化は完了していません。
- ◆ 平成 28 年時点で建築後 40 年以上を経過した建物が 71.3 パーセントあり、老朽化している建物があります。
- ◆ 避難所に指定している施設が 36 施設あります。
- ◆ 市立小中学校においては、「学校園施設耐震化推進計画」により計画的に耐震化を進めた結果、耐震化率 100 パーセントを達成しています。

## 視点

- ◆ 義務教育の核となる施設であり、今後の少子化の進行並びに教育環境の多様化を見据え、集約化・複合化、スペースの有効活用等を検討する必要があります。

## 今後の方針

- ◆ 小中一貫校の設置を含め、教育施設の適正な配置を進めます。
- ◆ 中核市へ移行した場合には、教職員の研修に関する事務の移譲があることから、適切な執務環境を確保します。
- ◆ 施設の集約化・複合化により生じる空きスペースの有効活用を図ります。
- ◆ 各施設が提供する機能を検証し、維持すると判断された施設については、長寿命化計画を策定するなど、計画的な保全を行います。
- ◆ 改修や更新の際には、改めて民間活力の活用の可能性を検討します。
- ◆ 利用者ニーズ、施設の状況等を考慮した上で、集約化・複合化の可能性を検討します。

## カ 子育て支援施設



※ 地図上の各小学校は、留守家庭児童会を示しています。

## 概要

- ◆ 子育て支援施設とは、子どもの健全な成長や保護者の支援・交流に寄与するための施設です。
- ◆ 市立幼稚園は5箇所、市立保育所は6箇所あります。
- ◆ こどもセンターは、未就学児とその保護者が気軽に集い交流できる施設です。
- ◆ そのほか、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に、学校の放課後及び長期休業日等に適切な遊びや生活の場を提供する留守家庭児童会を各小学校に設置しています。

## 現状

- ◆ 耐震性を有する建物の割合は、94.2パーセントとなっています。
- ◆ 平成28年時点で、建築後40年以上を経過した建物が62.4パーセントあり、老朽化している建物があります。
- ◆ 市立幼稚園は、平成19年度に「公立幼稚園の運営と今後のあり方の実施計画」を、平成24年度に『（仮称）認定こども園すみれこども園』開設に伴う公立幼稚園の再構築【実施計画】を策定し、再構築を進めてきました。
- ◆ 市立保育所は、平成16年度に「市立保育所民営化方針」を策定し、民営化を進めてきました。
- ◆ 留守家庭児童会は、学校校舎の一部を活用したものが多くあります。

## 視点

- ◆ 市立保育所・幼稚園を始め、乳幼児の成長に合わせた支援・児童の健全な育成を図るための施設であり、今後の少子化の進行や女性の活躍推進、家庭環境の多様化を見据え、市民ニーズに的確に対応した事業運営が必要です。利用者数の少ない施設については、他施設との集約化・複合化を検討する必要があります。

## 今後の方針

- ◆ 主に在宅で子育てをしている家庭への支援等のため、一時預かり事業等を実施する子育て支援施設として、（仮称）子育てリフレッシュ館を整備します。
- ◆ 耐震性を有しない建物について、今後、継続的に使用する場合には、耐震診断等を実施し、施設の在り方を検討します。
- ◆ 各施設が提供する機能を検証し、維持すると判断された施設については、長寿命化計画を策定するなど、計画的な保全を行います。
- ◆ 改修や更新の際には、改めて民間活力の活用の可能性を検討します。
- ◆ 利用者ニーズ、施設の状態等を考慮した上で、集約化・複合化の可能性を検討します。

## キ 保健・福祉施設



## 概要

- ◆ 保健・福祉施設とは、高齢者、障害児者の健康・福祉増進に寄与するための施設です。
- ◆ すばる・北斗福祉作業所、大谷の里及びあかつき園・ひばり園・第2ひばり園は、心身障害児者の福祉の増進等を図るための施設です。
- ◆ 高齢者福祉センターは、高齢者の健康増進、教養の向上等を図るための施設で、浴場や温水プールを有する施設もあります。
- ◆ そのほか、身体障害者等の福祉の向上などを図るための施設である東障害福祉センターなどがあります。

## 現状

- ◆ 年間利用者総数は、193,912人（障害福祉施設を除く。）となっています。
- ◆ 貸出可能部屋等の利用率は、平均 50.2 パーセントとなっています。
- ◆ 耐震性を有する建物の割合は、62.5 パーセントとなっています。
- ◆ 平成 28 年時点で、建築後 40 年以上を経過した建物が 48.3 パーセントあり、老朽化している建物があります。
- ◆ 指定管理者制度を導入している施設が 4 施設あります。
- ◆ 避難所に指定している施設が 1 施設あります。

## 視点

- ◆ 高齢者の健康増進、レクリエーション事業などを実施する高齢者福祉センターを始め、高齢者、障害児者等の健康増進・福祉増進などのために利用する施設であり、市民ニーズに的確に対応した事業運営が必要です。老朽化、耐震性の状況を踏まえ、施設の改修・更新等について検討する必要があります。

## 今後の方針

- ◆ 高齢福祉施設については、高齢者を中心としながらも多くの市民が利用できるよう、多世代交流の可能性を検討します。
- ◆ 中核市へ移行した場合には、保健衛生行政に関する事務が数多く移譲されることから、適切な執務環境を確保します。
- ◆ 民間サービスでの代替可能性について検討します。
- ◆ 耐震性を有しない建物について、今後、継続的に使用する場合には、耐震診断等を実施し、施設の在り方を検討します。
- ◆ 各施設が提供する機能を検証し、維持すると判断された施設については、長寿命化計画を策定するなど、計画的な保全を行います。
- ◆ 改修や更新の際には、改めて民間活力の活用の可能性を検討します。
- ◆ 利用者ニーズ、施設の状態等を考慮した上で、集約化・複合化の可能性を検討します。

## ク 行政系施設



## 概要

- ◆ 行政系施設とは、行政事務の執行や行政手続の利便性に寄与するための施設です。
- ◆ 寝屋川市の行政の中核を担う施設として、寝屋川市役所があります。平成 23 年度から平成 25 年度にかけて耐震化、大規模改修などを行いました。
- ◆ 総合センターは、福祉事務所、西シティ・ステーションなどが入る施設です。
- ◆ そのほか、西高齢者福祉センター、休日診療所などが入る保健福祉センターなどがあります。

## 現状

- ◆ 耐震性を有する建物の割合は、98.7 パーセントとなっています。
- ◆ 平成 28 年時点で、建築後 40 年以上を経過した建物が 20.3 パーセントあり、老朽化している建物がああります。
- ◆ 避難所に指定している施設が 1 施設あります。

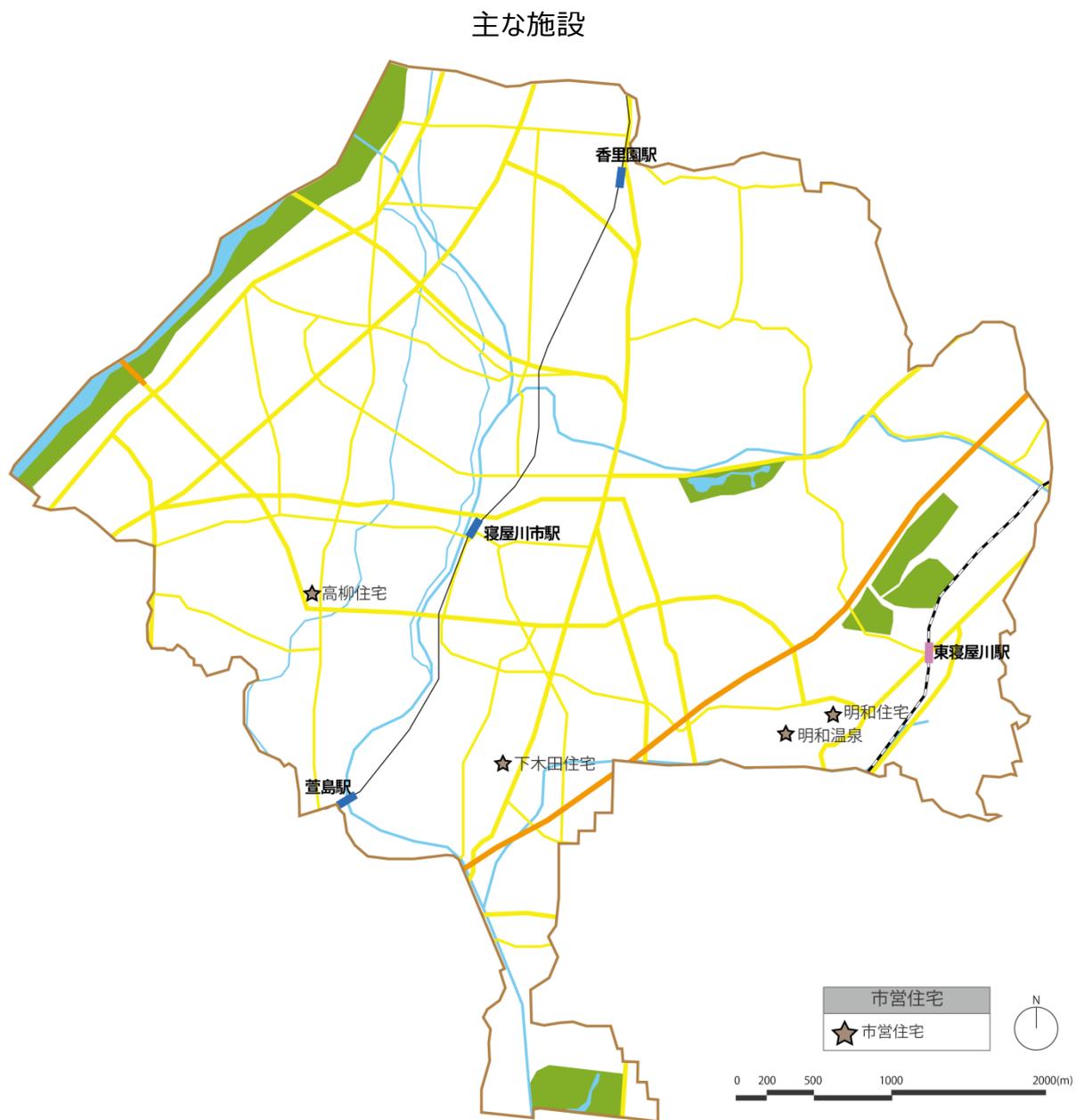
## 視点

- ◆ 本市行政の中核を担う市役所を始め、様々な行政事務の執行や行政手続のために利用する施設であり、市民の更なる利便性の向上に努める必要があります。複雑化・高度化する行政課題への対応や中核市移行を見据え、他施設との集約化・複合化を検討する必要があります。

## 今後の方針

- ◆ 庁舎の老朽化が進んでおり、更新時に、機能の集約化によるワンストップサービスを更に進めます。
- ◆ 施設の維持管理経費の低減を図るため、複数業務の包括的管理委託や光熱水費削減に向けた取組を検討します。
- ◆ 耐震性を有しない建物について、今後、継続的に使用する場合には、耐震診断等を実施し、施設の在り方を検討します。
- ◆ 各施設が提供する機能を検証し、維持すると判断された施設については、長寿命化計画を策定するなど、計画的な保全を行います。
- ◆ 改修や更新の際には、改めて民間活力の活用の可能性を検討します。
- ◆ 利用者ニーズ、施設の状況等を考慮した上で、集約化・複合化の可能性を検討します。

## ケ 市営住宅



## 概要

- ◆ 市営住宅とは、市民に賃貸するための住宅施設です。
- ◆ 明和、下木田、高柳の3つの市営住宅があります。

## 現状

- ◆ 平成 28 年時点で、全ての建物が建築後 40 年以上を経過しており、老朽化しています。
- ◆ 下木田住宅の一部住宅を罹災用住宅として活用しています。
- ◆ 平成 25 年度に「市営住宅長寿命化計画」を策定し、維持管理を行っています。

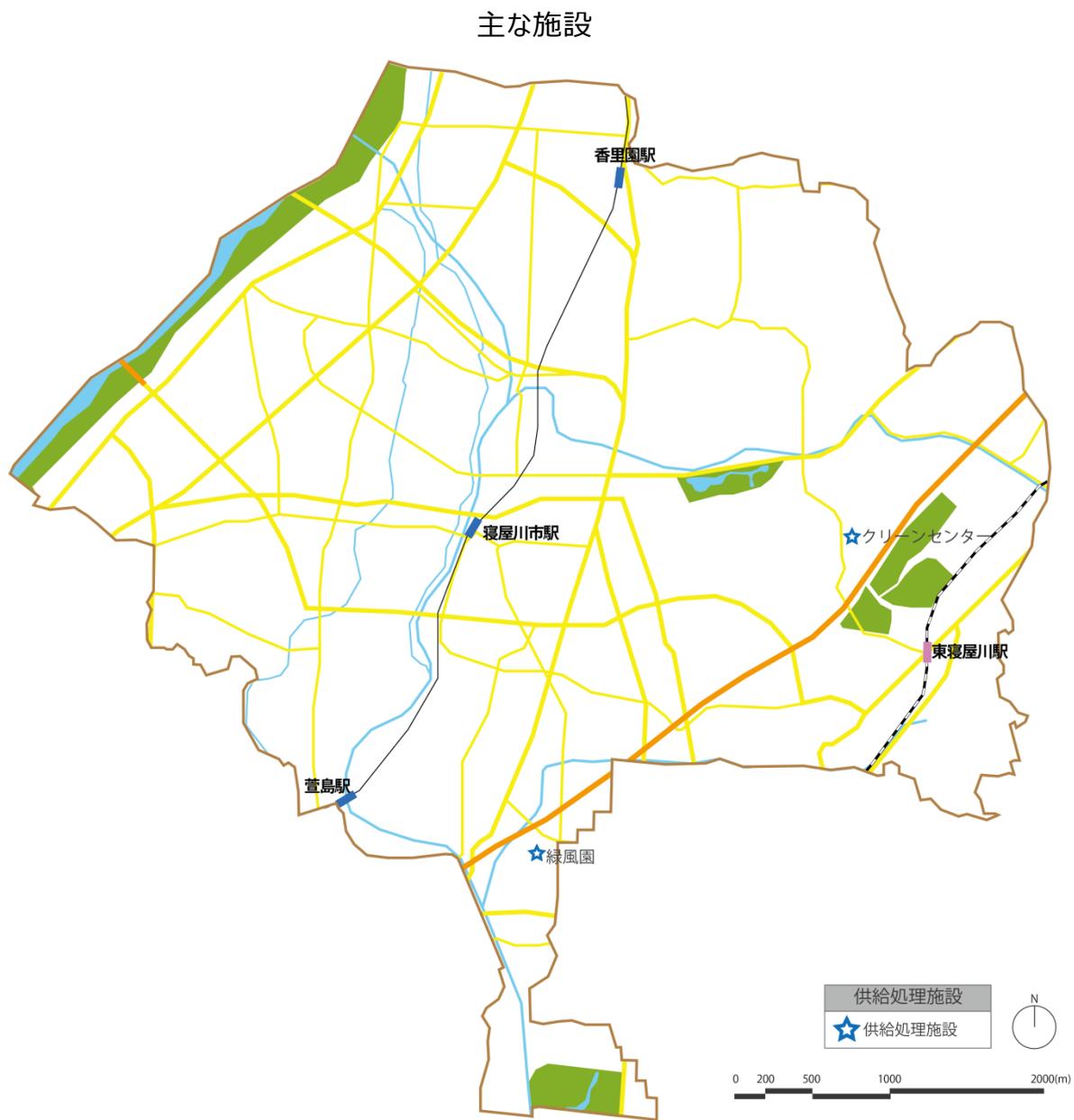
## 視点

- ◆ 市営住宅ストックの効率的かつ効果的な活用を図りつつ、維持管理、再編整備を進める必要があります。

## 今後の方針

- ◆ 「市営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的な維持管理や再編整備を進めます。
- ◆ 公的賃貸住宅や民間賃貸住宅の空き家ストックを活用した借上住宅の供給を推進します。

## コ 供給処理施設



## 概要

- ◆ 供給処理施設とは、市域の環境美化を推進し、良好な生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する施設です。
- ◆ ごみ処理施設として、クリーンセンターがあります。昭和 55 年 9 月に竣工した焼却施設の老朽化が進んでいたことから、平成 24 年 3 月に「ごみ処理施設建設基本計画」を策定し、平成 30 年の竣工に向け、新たなごみ処理施設の建設を進めています。
- ◆ し尿処理施設として、緑風園があります。

## 現状

- ◆ 耐震性を有する建物の割合は、49.9 パーセントとなっています。
- ◆ 平成 28 年時点で、建築後 40 年以上を経過した建物が 6.9 パーセントあり、老朽化している建物があります。

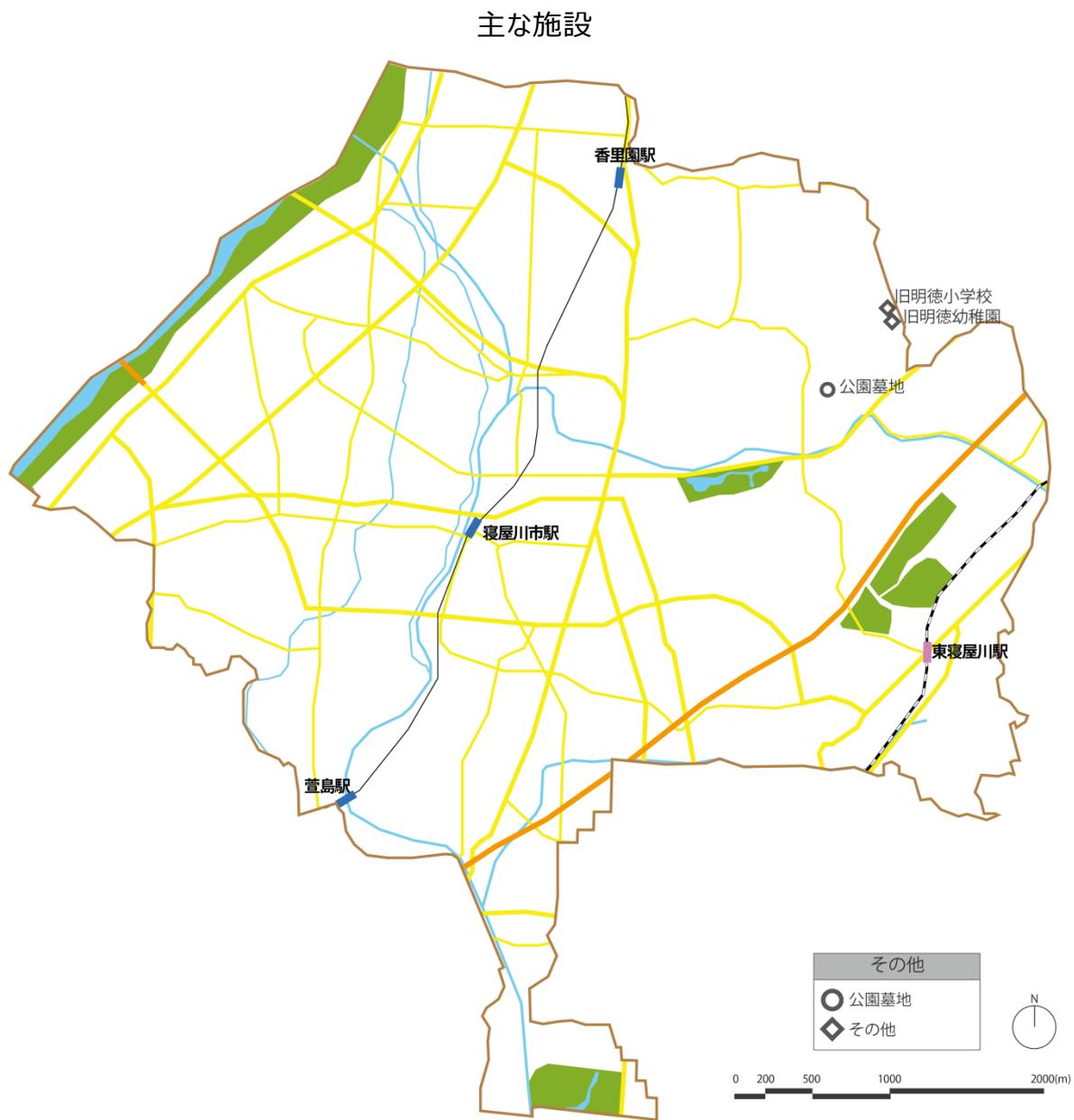
## 視点

- ◆ 資源循環型都市の形成に寄与するクリーンセンターを始め、安全で清潔な生活環境の確保に資する施設であり、適正な管理に努める必要があります。

## 今後の方針

- ◆ 環境負荷が少なく、エネルギーを有効利用し、市民に親しまれる新たなごみ処理施設を建設します。
- ◆ し尿処理施設については、広域連携を含めた効率的な施設の在り方を検討します。
- ◆ 耐震性を有しない建物について、今後、継続的に使用する場合には、耐震診断等を実施し、施設の在り方を検討します。
- ◆ 長寿命化計画を策定するなど、計画的な保全を行います。
- ◆ 改修や更新の際には、改めて民間活力の活用の可能性を検討します。

## サ その他



## 概要

- ◆ その他とは、これまでの類型に属さない施設です。
- ◆ 平成 17 年度に廃校となり、現在は校舎の一部を地域の活動拠点として活用している旧明德小学校、納骨堂などを有する公園墓地などがあります。

## 現状

- ◆ 耐震性を有する建物の割合は、44.2 パーセントとなっています。
- ◆ 平成 28 年時点で、建築後 40 年以上を経過した建物が 58.8 パーセントあり、老朽化している建物があります。
- ◆ 避難所に指定している施設が 1 施設あります。

## 視点

- ◆ 建設当初の役割を終えた施設については、今後の利活用について十分に精査検討する必要があります。

## 今後の方針

- ◆ 中核市移行を見据え、事務移譲を受けるに当たっての受け皿として、施設の新たな有効活用を検討します。
- ◆ 今後も利用が見込まれる施設については、長寿命化計画の策定や耐震診断等の実施により、計画的な保全を行います。
- ◆ 将来的に利活用の見込みがない施設については、売却等を検討します。

## (2) インフラ

### ア 道路

#### 概要

- ◆ 平成 25 年度に実施した路面性状調査により、舗装修繕計画を策定し、舗装の状況を踏まえ 8 箇年計画で優先順位の高いところから補修工事を実施しています。
- ◆ 道路付属物である道路照明灯（デザイン灯を除く。）の LED 化を平成 26 年度に完了しています。
- ◆ 危険箇所の早期発見と迅速な対応を行うため、日常の道路パトロールだけでなく、職員による通勤途中や公用車運転中に発見した陥没等を報告する体制を整えています。
- ◆ 道路サポーター制度を導入し、職員だけでなく、バス、タクシーなどの公共交通事業者から舗装の傷んでいる箇所の報告を受け、その情報に基づいて応急措置を実施することにより、道路での事故の未然防止に努めています。

#### 今後の方針

- ◆ 今後も舗装修繕計画や報告を基に優先順位の高いところから計画的に補修工事を実施します。
- ◆ 耐久性を考慮し、路線に応じたアスファルトを使用するなど、将来のライフサイクルコスト低減の取組を推進します。
- ◆ 道路付属物については、日常点検を行い、必要な修繕・更新を行います。また、デザイン灯についても LED 化を推進します。

### イ 橋梁

#### 概要

- ◆ 橋梁長寿命化修繕計画を策定し、従来の「事後保全型」から「予防保全型」や「観察保全型」の橋梁管理へ転換し、修繕コストの縮減及び予算の平準化を行っています。
- ◆ 日常のパトロール点検を継続的に実施し、重大な損傷を見逃さないように取り組んでいます。

#### 今後の方針

- ◆ 今後も「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な維持補修に努めます。
- ◆ 橋梁長寿命化修繕計画は 5 年毎に実施する橋梁定期点検の結果に基づき更新し、PDCI サイクル（診断・計画更新→修繕→効果の確認→点検）を継続的に実施します。

## ウ 公園

### 概要

- ◆ 遊具、その他の公園施設などについては日常点検を行い、修繕・更新を行っています。

### 今後の方針

- ◆ 今後も日常点検を行い、必要な修繕・更新を行います。
- ◆ 遊具、その他の公園施設などについての定期的な現地調査による点検を実施し、常時不具合や損傷の状態を把握できるよう取り組みます。

## エ 上水道

### 概要

- ◆ 管路については、布設後 40 年以上経過したものも多く、老朽化している管路があります。
- ◆ 管路更新時に長寿命管を使用するとともにポリスリーブ被覆し、土質による劣化を抑制しています。
- ◆ 送配水施設及び設備は、昭和 40 年代から昭和 50 年代に設置し、老朽化しているものが多くあります。

### 今後の方針

- ◆ 管路については、管路の重要度（役割）、布設年度、土質等を勘案して、計画的に更新を行います。
- ◆ また、送配水施設の設備等については、維持管理による長寿命化を図るとともに、現状の配水量を考慮し適正規模の設備へと計画的に更新を行います。
- ◆ ポリスリーブ被覆など長寿命化に資する部材を活用することにより、将来のライフサイクルコスト低減の取組を推進します。
- ◆ 休止している施設については、今後の在り方の検討を引き続き進めます。

## オ 下水道

### 概要

- ◆ 多くの管路は平成に入って以降に整備されていますが、一部の管路は既に布設後 40 年以上経過しており、老朽化している管路があります。
- ◆ 平成 25 年度に萱島処理分区と他 2 処理分区の管路において「下水道長寿命化計画」を策定しました。

### 今後の方針

- ◆ 下水道施設の管路、ポンプ場などの各種設備等については、「下水道事業ストックマネジメント計画」及び「下水道長寿命化計画」を策定し、将来のライフサイクルコスト低減を図り、計画的な施設の維持管理と修繕・更新を進めます。

## カ 河川水路

### 概要

- ◆ ポンプ設備、河川水路等については日常点検を行い、必要であれば修繕を行っています。

### 今後の方針

- ◆ ポンプ設備については、計画的に更新します。
- ◆ 河川水路、樋門については、定期的な現地調査による点検を実施し、常に不具合や損傷の状態を把握できる体制を整えます。

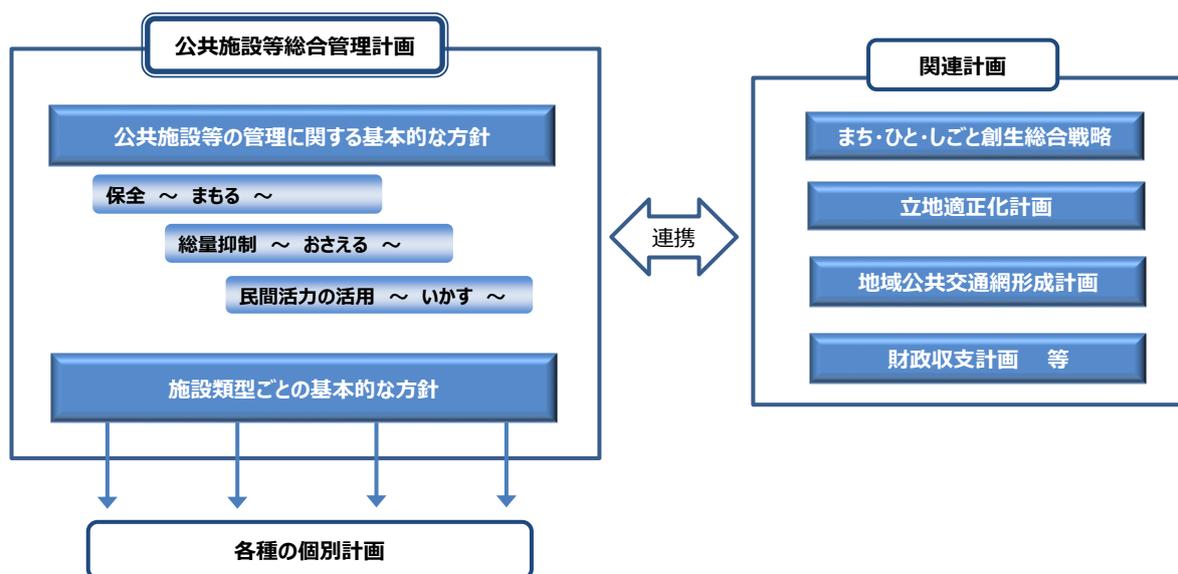
## (3) 土地

### 今後の方針

- ◆ 将来的に活用見込みのない土地や今後施設の統廃合等により生じる土地については、貸付、売却など、民間事業者との連携を積極的に推進し、より効果的な活用を図ります。

以上のように、「保全」「総量抑制」「民間活力の活用」という公共施設等の管理に関する基本的な方針に沿って、施設類型ごとの方向性を整理しました。

本計画の計画期間である平成 29 年度から平成 38 年度においては、関連計画との連携を図りながら、この方向性を踏まえ策定する各種の個別計画に基づき、公共施設等に関する具体的な施策を実行に移していきます。



## 7 計画の推進体制

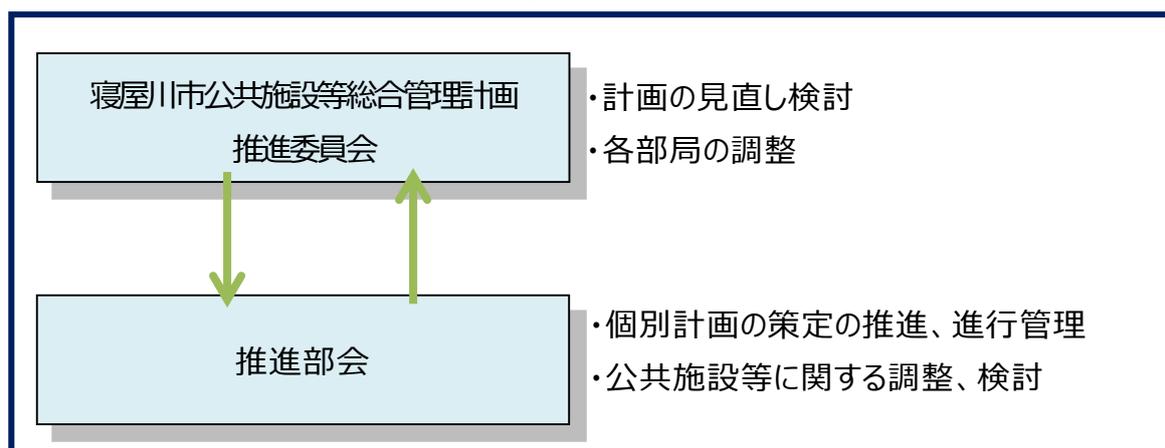
### (1) 全庁的な推進体制の構築

各部署が所管する公共施設等の情報について、横断的かつ一元的な管理を行い、公共施設等総合管理計画を着実に推進するため、「寝屋川市公共施設等総合管理計画推進委員会」を設置します。

この組織は、市の横断的な組織として各部署の調整機能を発揮し、各部署が所管する公共施設等の情報収集を行った上で、本計画の見直しのための検討などを行います。

併せて、この推進委員会の下部組織として、推進部会を設置し、個別計画策定の推進、その進行管理などを行います。

〔推進体制〕



### (2) 人材育成

今後、全庁的に公共施設等のマネジメントを推進するに当たっては、職員一人一人が、市全体の施設の状況や将来の見通しについて十分理解し、常に経営的視点を持って、全体の最適化を目指すことが必要となります。

このため、研修等を通じて職員の人材育成に努め、予防保全の考え方の浸透やコスト意識の向上に努めます。

### (3) 個別計画の策定

---

本計画で示した施設類型ごとの管理に関する基本的な考え方に基づき、順次、個別計画を策定していきます。

個別計画の推進に当たっては、その進行管理を適切に行うことが公共施設等総合管理計画の実効性を高めることにつながることから、PDCIサイクルによる個別計画の点検・見直しを行います。

### (4) 計画的な予算確保

---

公共建築物やインフラについて、計画的・効率的な維持管理に取り組み、ライフサイクルコストの低減を図るため、改修・更新する施設等の優先順位を整理した上で、計画的な予算確保に努めます。

### (5) 施設情報の一元管理

---

これまで施設を所管する各部局に分散していた維持管理、利用状況等に関する施設情報をデータベース化し、一元的に管理します。

市が所有する公共建築物等を対象とし、施設カルテの作成や固定資産台帳、財務会計システムとも連携したコストの集計・分析機能の導入に取り組みます。

### (6) 計画策定後の進め方

---

平成 29 年度に立地適正化計画、平成 30 年度には地域公共交通網形成計画が策定されることから、これらの計画と連携・調整を図るべく、公共施設等総合管理計画の策定後 5 年を目途に中間見直しを行い、必要に応じて計画の改訂を進めます。

寝屋川市公共施設等総合管理計画

平成29年 3月

発行：財務部 資産活用課

〒572-8555

大阪府寝屋川市本町1番1号

TEL：072-824-1181（代表）

E-mail：shisankatsuyo@city.neyagawa.osaka.jp



